

第百三十二回国
参議院法務委員会會議録第八号

平成七年四月二十五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十七日

補欠選任

林田悠紀夫君

出席者は左のとおり。

委員長

中西 珠子君

理事

下稲葉耕吉君

糸久八重子君

荒木 清寛君

平野 貞夫君

委員

斎藤 十朗君

坂野 重信君

志村 哲良君

鈴木 省吾君

北村 哲男君

深田 肇君

山崎 順子君

坂 正敏君

紀平 梯子君

三石 久江君

安恒 良一君

前田 勲男君

国務大臣

法務大臣

政府委員

法務大臣官房長

法務大臣官房審議官

法務省民事局長

法務省刑事局長

公安調査庁長官

原田 明夫君

古田 佑紀君

濱崎 恭生君

則定 衛君

緒方 重威君

事務局側

常任委員会専門員

吉岡 恒男君

参考人

日本大学法学部教授

板倉 宏君

日本弁護士連合会刑法改正対策委員会事務局長

岩村 智文君

東京女子大学名誉教授

水谷 静夫君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中西珠子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本委員会は、山本富雄君の逝去に伴い一名の欠員となりましたが、去る三月十七日、林田悠紀夫君が本委員会委員に選任されました。

○委員長(中西珠子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

刑法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として、日本大学法学部教授板倉宏君、日本弁護士連合会刑法改正対策委員会事務局長岩村智文君及び東京女子大学名誉教授水谷静夫君の出席を求め、その意見を聴取することにいたしました。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中西珠子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西珠子君) 刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。前田法務大臣。

○国務大臣(前田勲男君) 刑法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。

現行刑法は、明治四十年に制定された法律であります。今日までに十回余の一部改正がなされましたものの、法文は当初のままの片仮名まじりの漢文調の古い文体である上、難解な用字用語が少なくありません。そのため、かねてから一般国民が法文を読んで内容を十分に理解することが困難であるとの指摘があったところであります。加えて、第二百十回国会で成立いたしました罰金の額の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の審議に際しても、刑罰法令の現代用語化について政府は努力すべきである旨、附帯決議で求められたところであります。

このようなことから、国民の日常生活に深くかかわりを持つ法律である刑法の表記を平易化し、国民にわかりやすくすることは、早急に取り組むべき課題となっているものと認められるのであります。

この法律案は、以上のような事情を考慮いたしまして、刑法の表記を現代用語化して平易化し、あわせて刑罰の適正化を図るために必要な改正を行うこととしております。

改正の要点は次の三点であります。

その一は、刑法の表記を平易化することであり、

刑法の表記の平易化が緊急の課題となっており、なるべく早期に実現する必要があることにかんがみ、内容の変更を伴う改正は行わないとの基本方針のもとに、現行刑法の条文を、次に述べま

す二点を除き、可能な限り忠実に現代用語化して平易化することとしております。

その二は、尊属加重規定の削除であります。

尊属殺人に係る刑法第二百一条につきましては、昭和四十八年四月四日、最高裁判所において違憲の判断がなされているところでありますので、今回の改正に当たり違憲状態を解消する必要がありますが、事実上、事案の実態や違憲判決後約二十二年にわたり通常殺人の規定が適用され、被害者が尊属である事情を踏まえ、事案に即して科刑が行われている実情にかんがみ、これを削除することとし、これとの均衡等を考慮し、尊属傷害致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁についてもあわせて削除して通常の傷害致死等の規定によることとしております。

その三は、瘡痍者の行為に関する規定の削除であります。

現行刑法四十条は、瘡痍者の行為については、これを罰せず、または刑を減軽することとしておりますが、この規定は、聴力及び発語能力を欠くため精神的な発育がおくれることが多いと考えられていたことから設けられたものであります。ところが、現行刑法制定後の聾啞教育の進歩拡充等の事情にかんがみ、今日においては責任能力に関する一般規定を適用すれば足り、同条を存置しておく理由はなくなつたと考えられますことから、これを削除することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(中西珠子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

次に、参考人の方々から御意見を承ることとい

たします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しいところ当委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。皆様方から忌憚のない御意見を賜りまして、今後の審査の参考にしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、板倉参考人、岩村参考人、水谷参考人の順に、お一人十五分程度御意見を述べたいいただきまして、その後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、板倉参考人からお願いたします。お座りになったままで結構でございますから、どうぞよろしくお願いたします。

○参考人(板倉宏君) まず結論から申し上げます。思いますが、痛啞者の行為に関する規定の削除及び尊属加重規定の削除、これは全面的に賛成でございます。

また、現代用語化、平易化につきましては、若干個々の規定で御意見を申し上げます。これはでございますけれども、これはおおむね妥当であるというふうに考えております。

その意味で今回の刑法の一部改正に賛成でございますが、しかしこれはあくまでも一部改正であるわけですが、全部言葉が変わりますもので、ちょっと見ると全面改正されたかのように受け取られるかもしれません。これはあくまでも一部改正でありまして、今の刑法は明治四十年成立、四十一年施行ということでございますから、何と

いっても非常に古いということでありまして、現代の社会に対応できないものというものが多々あるかと思えます。これからは刑法の全面的な改正ということを今後進めていただきたいというふうに考えているわけでありまして、

その際には、できるだけ刑法改正論議を国民に開かれた形にしたい。ですから、法制審議会の委員の選任等につきましてもできるだけ、一部の法律家というだけでなく、国民の声

を反映できるような委員の選出ということをしていただきたい、こう思います。また、法制審議会の審議等もできるだけ国民に公開する、それで国民の意見を広く集めるという形で刑法の全面的な改正を進めていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

何といっても、最近、フランスは今まで一八〇一年のナポレオン法典であったわけですが、新しく一九九二年に刑法が改正されました。新しくなりまして、それで、昨年の三月一日から新しい刑法が施行されているわけですが、そういったところを見ますと、例えば法人などを犯罪主体として認め、そして法人に対する特有の刑罰、例えば解散とか事業所の閉鎖とかあるいは公契約からの排除とか、いろいろなものを盛り込んでおります。

また、あと、いろいろ装いを新しくしておりますが、そうなりますと、日本の刑法は先進自由主義国家では最も古いものになりますし、ぜひ現代の社会に対応できるようなものにしていただきたいというふうに考えています。

そして、それでは個別的な問題でございますが、まず、痛啞者の行為に関する規定の削除でありますけれども、これは、今のような聾啞教育が発達しているときにこのような規定を設けておくということは不合理である、これは削除すべきであると思えます。また、民法なんかでもこの種の規定はなくなっているわけですが、ほかに法律でもこの種の規定というのは何かどこかの法律にありとすればなくすべきだろうというふうに思っておりますけれども、ただ、もしもこういった障害のために精神の発育が著しくおくれしているという

ことであれば、これは責任能力に関する規定を適用すればいいわけであるわけですが、

ただ、この点につきましては、刑法学者の間で若干慎重論というのがあるわけでございます。痛啞というものを精神障害というふうに考えられるのかどうかということで、もしもこういう規定をなくしてしまうと、この規定があれば処罰されない、あるいは刑が減輕されるものがそうでなくな

るおそれもあるというふうな意見もあります。そしてまたドイツの刑法、一八七一年の旧刑法では確かに痛啞者についての規定がございました。痛啞であるために精神的発育がおくれ、そのために、行為が許されないものであることを弁別し、またはその弁別に従って行動することができない者は罰しない、著しく低減している者は刑を減輕することができるといような規定があったわけでありまして、一九七五年の新しい刑法ではこういうものはなくなっております。

何も精神の障害ということを分裂病とかそういったような狭い意味のものにとらえる必要はないわけ、何らかの障害があつて、是非を弁別し、その弁別に従って行動をコントロールできない者は責任能力がないというふうに、そして著しく落ちていける者は刑を減輕するというふうに考えればよいわけであると思うわけですが、各国の規定を見ましても、このような規定は今のところ先進自由主義国家の刑法では見当たりませんし、こういったものは削除した方がよいと思えます。

それから、尊属加重規定でございますけれども、まず尊属殺人の規定につきましては、もちろん、最高裁判所の違憲判断が示されておりますので、これは本来ならばもうとくに削除しておくべきものであったかと思えます。

あと尊属傷害致死、尊属逮捕監禁とか尊属遺棄罪、他の規定につきましてはありますが、これは尊属傷害致死なんかは最高裁の合憲判断がなされております。またしかも、特に配偶者の直系尊属というところになりますと、昔の家制度を思わせるものがあると思えますが、最高裁判所はそういったものについても合憲だというふうに言っておりますが、私どもはこういった、尊属だからということで刑を加重したということ自体が法のものと平等に反し、憲法違反だというふうに考えておりますし、こういった考え方が法律研究家の中

でも圧倒的に多いように思えます。もしも合憲であるとしても、こういった規定を設けておくという理由が余りないのではないかと考えられます。外国の例を見ますと、こういった尊属に対する

刑を重くするというのはフランス刑法なんかの伝統があるわけですが、確かに最近の、昨年の三月から施行されたフランス刑法でも尊属に対する加重規定は置いてはおりません。しかし、配偶者の直系尊属に対する規定はございませぬ。そして、これは何も直系尊属についてだけの加重規定ではございませぬ。十五歳未満の者とか、あるいはいろいろ、証人とか被害者とか、そういった者に対する加重規定というものを置いておられるわけであつて、尊属に対する加重だけを取り上げて刑を加重しているわけではありませぬ。特に十五歳未満の者についての加重規定も置いておられるわけでございます。

しかし、いずれにしても、こういった規定を設けておくという必要はないと思えます。また、こういった規定をなくしたからといって尊属に対する処罰が実際上裁判所で軽くなるとか、そういったことも今の実情では考えられないわけでございますから、こういった規定は排除、削除することであるかと思えます。これは大体、もう刑法改正の今までの過程でも一貫して、こういった規定はなくしていくという意見が支配的でありましたし、こういった規定は、合憲であると仮にしても、排除していくということであるべきだろうと思うわけでございます。

次に、言葉遣いとして気になる点を若干申し上げます。

これは気にいたしますと、もういろいろ出てまいりますけれども、まず「内乱」、第七十七条第一項第三号でございますが、もともとの朝憲素乱、法律家はピンランと読んでいますが、それを直すにも相当御苦労されたと思っておりますけれども、特にこの三号の「付和随行し、その他単に暴動に参加した者」となっておりますが、これはも

とは「干与」でございます。「干与」という字は余り使いませんが、これは「関与」でよろしいんじゃないかと思うわけです。「参加」というのと「関与」というのと少し感じが違ふんじゃないかと私には思うわけです。何人かに聞いてみ

ましたけれども、「参加」というとやはり主体的に参加するという感じなんで、「関与」というともう少し広い意味になるのではないかと、若干狭められるのではないかとというふうに考えないわけではございません。

あと若干ございますが、九十六条の三でございませうけれども、これは見出しだけなんです、「競売等妨害」となっております。これは、ところが九十五条ですと「公務執行妨害及び職務要」という見出しになっております。二項の方の職務要も見出しになっておりますから、なぜ九十六条の三は、これは談合というの見出しからとってしまったのかというふうにも思うわけです。「競売等妨害」それから「談合」というふうになってもよかったのではないかとというふうに感じております。

それから、これも見出しですけれども、第二十一章の「誣告」を「虚偽告訴の罪」という見出しになりましたけれども、これも刑事告訴だけでなく懲戒の処分を受けさせる目的の場合も含みますので、「虚偽告訴の罪」という、これは章の名前からそんなのでいいのかなとも思いますけれども、若干問題があるかなとは思っています。

それから、刑法二百三十八条の事後強盗罪でございませうけれども、二百三十八条で「窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ」ということでございませうけれども、これは「窃盗犯人が」というふうな方がいいのではないかと私としては思います。これは窃盗の実行に着手すればよろしいわけですけれども、ところが二百四十条の方は「強盗が」と書いてございませうが、強盗というのは、よく強盗犯人のことを強盗と言うわけですね。しかし、窃盗犯人のことを窃盗とは普通は言わないと思うんですね。窃盗という窃盗行為を指すわけであって、普通日常語としては言わないので、これは「窃盗犯人が」というので私としてはいいように思いますけれども、これは強いてこだわらせん。これは若干いろいろな人に聞いてみたところ、皆、窃盗というときには、窃盗

犯人を窃盗とは普通は言わないというふうに言っております。

若干気がつきましたことはそういうことでございますが、今回の刑法一部改正には賛成でございますが、くれぐれもこれからの本格的な刑法改正に取り組んでいただきたいというふうにご考えております。

○委員長(中西珠子君) どうもありがとうございます。

次に、岩村参考人をお願いいたします。岩村参考人。

○参考人(岩村賢文君) 弁護士岩村です。日弁連の立場を踏まえて意見を述べさせていただきます。

日弁連は、刑法の表記を現代用語化し、あわせて刑罰の適正化を図るために必要な改正を行う今回の刑法の一部を改正する法律案に基本的に賛成しております。

刑法は、言うまでもありませんが、国民の権利義務、基本的人権に直接かわる国民の基本法、犯罪と刑罰に関する基本法です。どんなことをしたらどのように罰せられるかが国民のだれにでもわかるように明確に規定されていなければならぬものと思っております。

ところが、御承知のとおり、明治の末に制定された現行刑法は、片仮名書きの上に、その用語は極めて難しく、法学部の学生にもなかなか理解できないものとなっております。個々の犯罪とその刑罰を定めた刑法各則、これは一番重要なわけですね、何をしたら罰せられるかがわかるものが書かれていなければいけないのですが、そこには、例えば少し抜き出してみますと、「首魁」、「証憑」、「焼燬」など、読めそうもない字が並んでおります。こうした用語を改め、わかりやすくするということは、刑法を国民の立場に近づける重要な一歩になると考えております。今回の現代用語化による平易化は、その意味で刑法を国民のものにする、国民主権のもとでの刑法づくりの基礎となる画期的な改正と言えらるというふうにご考えております。

ます。

日弁連は、昭和四十九年に「改正刑法草案に対する意見書」を発表しましたが、そのとき以来、現行刑法の現代用語化とあわせて、大方の意見が一致する部分改正を提起してきました。この日弁連の方針は、昭和五十八年の「現行刑法の現代用語化日弁連試案」を経て、平成五年の「現行刑法現代用語化・日弁連案」としてまとめられております。

参議院は平成三年四月九日、罰金額の引上げのための刑法一部改正に際し、罰金を含む財産刑についてさらに検討を加える必要があることを指摘しつつ、四項目の附帯決議を上げたわけですが、その中の主なものとしては、まず、罰金刑制度のより適正かつ合理的な見直し及びこれを補完する制度を導入すること、それから、罰金が選別刑と定められていない財産犯及び公務執行妨害罪などの犯罪について、罰金刑を選別刑として導入することを検討すること、さらに、現行刑罰制度の合理化・適正化を図るとともに、尊属殺重罰規定の見直し、刑罰法令の現代用語化についての検討をすることなどを決議しております。

衆議院も同様の決議をしております。「現行刑法現代用語化・日弁連案」、先ほど申し上げた日弁連の案も、この衆参両院の附帯決議と同じ趣旨のものと言つてことができます。

日弁連から法制審議会刑事法部会に出ている委員・幹事、私も幹事として法制審刑事法部会に加わっていたわけですが、この法案をつくる過程で法務大臣から刑法の平易化について諮問を受けました。そこで私どもは、国民にわかりやすい刑法とするためには思い切った表記の平易化を検討する必要があることを提起しました。

また、今回の現代用語化に当たっては、衆参両院の附帯決議に込められた立法院の意向を最大限尊重すべきであることを表明し、尊属加重規定を見直すのと同じく、時代の変化、進歩に合わせた必要最小限の部分改正を求めました。

「官吏、公吏」という古い言葉が変わった「公

務員」規定、これは七条ですね。それから、「告訴ヲ待テ之ヲ論ス」などというわけのわからない親告罪規定が、「告訴がなければ公訴を提起することができない」とわかりやすく変わりましたし、三十九章の「贓物」が「盗品その他」云々と、読めばわかるように変わるなど、法案は平易化の方向に進んでいます。

しかし、先ほど言いました思い切った平易化を図るという点から見ると、必ずしも十分ではありません。幾つかを指摘してみたいと思います。

その一つは、「又は」、「若しくは」、「並びに」といった接続詞は平仮名にしたかどうかということです。これは、私も弁護士は漢字で書くことになれているんですが、若い人に、特に大学生に聞いても、「若しくは」を「若い」という字を書いて「しくは」と書くこのモシクハは読めない人が多いですね。ジャクシクハと読んでしまっていて、接続詞一つでつかえるというのでは非常に問題だというふうに思いますが、これはまあ政府の方で用語の統一を図っているので直せないという問題があったわけでありまして、こういった点は法令全体の問題として今後検討していただきたいというふうに考えております。

次いで、「監獄」、これは十一條、これに関連して「仮出獄」ということがありまして、ある人に私は「仮出獄」という字を見せて、これどう思うと言ったら、地獄から出てきたような気がするという話がありまして、これもちょっとなかなか、今の人には非常にわかりにくい言葉だなということとで、これはいろいろ問題が残っている。

それから、「改悛の状」とか「心神喪失」、「心神耗弱」、「抗拒不能」など、こういう文言は現行法どおりで平易化されておられません。現在一般的には、先ほど言いましたように「監獄」とは言いませうし、また「心神喪失」などはなかなか意味がわからない。心と神と書いて心神、これがなくなるといって失神したような気になるといって人もいましたし、いろいろ問題が残っております。さらに「心神耗弱」は、シンシンコウジャクと読ま

ずにシンシンモウジャクというふうに残り人が多
いんですね。こういう問題がまだ残っておりま
す。

さらに、放火罪のところでは「焼燬」を「焼
損」に、往来妨害罪のところでは「壅塞」を「閉
塞」というふうに変更の置きかえが行われまし
たが、これで果たしてわかりやすくなったと言え
るか、問題があるでしょう。「焼燬」と言わない
で「焼損」と言わないで、「焼く」、「壅
塞」を「閉塞」と変えないで、「ふさぐ」という
ふうにするとかかりやすかったというふうには思
っておりません。

表現の点でも問題が残っております。

例えば十條、「同種の刑は、長期の長いもの又は
多額の多いものを重い刑とし」といった規定
です。これでは何だか頭が混乱しそうな条文に
なっております。百十八條、百二十四條など、
「傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」
とありますが、この規定を読んでも一般の人とはど
ういう刑で処断されるか全くわからない。傷害の
罪とどう比較していいかわからないわけですね。
ですから、これを例えば百二十四條を具体的に
「前項の罪を犯し、よって人を傷害した者は十年
以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処し、死亡
させた者は、二年以上の有期懲役に処する」と具
体的に規定すると、だれでもわかる条文になると
いうふうには思います。こうしたわかりやすい改正
も、条文の移動などがあるため、今回の改正の枠
からははみ出るとされて見送られております。

大方の合意が得られる部分改正では、尊属関連
規定と虐待者規定が削除されました。日弁連とし
ては、法制審の今回の刑事法部会において、今述
べた虐待者規定の削除のほかに、罪刑法定主義規
定の新設、公務執行妨害罪への罰金刑の新設、強
盗傷人の法定刑の変更、財産犯の一部への罰金刑
の新設などを提起しました。

公務執行妨害罪や財産犯の一部への罰金刑の新
設は衆参両院の附帯決議に沿うもので、公務
執行妨害罪に罰金刑を新設する問題は、今から七

十数年前の大正十年の帝国議会において既に議員
提案されております。明治憲法から日本国憲法へ
と公務員の性格も大きく変わった現在では、その
必要性はさらに高いものとなっていると言えるの
ではないでしょうか。

傷害には罰金刑があるのに、窃盗には罰金刑が
ありません。現在の経済社会情勢、国民意識から
、窃盗などの財産犯の一部に罰金刑を新設する
ことには合理性があると言えるのではないでしょ
うか。これらの改正提案は、今回の改正の枠から
はみ出るということで見送られております。

特に残念なのは、刑法の冒頭に罪刑法定主義に
関する規定を新設すること、強盗致傷、強盗傷
人とも言いますが、二百四十條の法定刑、「七年
以上の懲役」を「六年以上の懲役」に下げて、情
状酌量によって減輕されれば執行猶予がつけられ
るようによしという提案が見送られてしまった
ことです。

万引きした犯人が追いかけて、捕まりそう
になったら、人情としてだれでも振り払います。
そうした場合に、追いかけた人が倒れて転んでけ
がをしたといった場合には事後強盗致傷となっ
て、どんなに情状酌量の余地があっても執行猶予
をつけないことができません。こういうことでは重
過ぎるということで、法律実務家、学者の多くは
一致して現行刑法の欠陥を指摘しております。せ
めてこのくらいはと思ったのですが、今回の改正
の目的に外れるということで残念ながら見送られ
ました。

今回の改正は、国民にわかりやすい、明確な刑
法に改正しようとするものですから、いわゆる罪
刑法定主義の原則を適用した改正作業だったと言
うことができます。刑事法部会の中でも、このこ
とに異論はありませんでした。刑罰を科すには法
律の規定によらなければならない、その規定はわ
かりやすく明確なものであること、罪刑は均衡し
ていなければならないなどをその内容とする罪刑
法定主義の規定を刑法の冒頭に規定することは、
今回の改正の趣旨、平易化の目的を明らかにし、

今後の刑法のあり方、改正の方向性を示すものと
して自然なものでした。しかし、平易化を目的と
する今回の改正で、条文をふやす、新設規定を設
けるということとは相当でないという意見もあっ
て、この規定は今後の課題とされました。実現し
なかったとはいえ、罪刑法定主義の原則は、衆参
両院の附帯決議を実現し、また今後平易化された
刑法をさらによいものにしていく上で欠かせない
ものと言えると思います。

今回の改正で多くのものが積み残されているこ
とは既に述べたとおりですが、刑法の平易化に
よってようやく国民が議論すべき共通の土俵がつ
くられたということが重要です。読める刑法にな
ったということです。そこから議論ができるとい
うことです。現在の社会、経済、文化、国民意識
などを踏まえ、将来をも展望する国民のための刑
法づくりを始めることが必要になっております。

日弁連もその作業に取り組むことにしております
が、これは国民全体の問題ですので、法律家に限
らず多くの分野で議論されることが求められてい
ると思います。

しかし、国民のための刑法づくりはそう簡単で
はありません。短時日では実現できないと思われ
ます。その間どうしたらよいでしょうか。まず
は、今回積み残された課題を部分改正によって実
現していくことが求められております。今回、時
間的制約のため不十分であった平易化もさらに進
められるべきです。衆参両院の附帯決議に盛り
入れた内容、法制審刑事法部会で提起された課題の
検討は早急に着手されなければならないと思いま
す。

刑法をよりよいものに改正していくためには、
その議論のあり方についても検討されなければな
りません。

まず、改正議論の中心となるであろう法制審議
会刑事法部会の構成を法律専門家に限るのではな
く、他の分野にも広げることです。また、部会の
メンバーにかなりの女性委員を入れ、バランスの
よい構成にする必要があると思います。今回は女

性委員がいない中で、「淫行」とか、そういう言
葉遣いで淫行勧誘罪というのがあるわけですが、
そういう問題とか、「女子」という言葉がいいか
どうか、「女性」がいいのかとか、そういう問題
も少し議論されたんですが、女性の意見は反映さ
れませんでした。

次いで、国民の意見を聞く方策を検討するこ
と、これが重要だと思います。一般市民を部会の
構成員にする、あるいはそれができなくとも参考
人として意見を聞く、公聴会を開くなど工夫が求
められております。国民の人権に直結する刑法の
あり方を審議するのですから、国民を排除するわ
けにはいきません。国民主権からしてこれまた当
然のことです。

さらに開かれた法制審刑事法部会にすること、
これが重要だと考えております。

今回の改正作業中に委員の名前の公開問題が発
生しましたが、自由に討論できないなどを理由
に、これまでどおり、刑事法部会の委員は公開し
ないことになりました。国会議員にも公表されて
おりません。だが、どういった人たちが議論して
いるのかさえわからずに国民の刑法ができること
は到底思えません。公開は時の流れです。それは民
主主義のパロメーターだと思います。氏名は当然の
こととして、刑事法部会の議事録、関連資料も公
開されるべきと日弁連は考えております。

今後の刑法改正は、罪刑法定主義の原則を十分
に踏まえつつ、国民主権の民主主義国家にふさわ
しく進められなければならないというふうには思
います。日弁連もこれからその努力をいたします
が、議会においてもその点よろしく御配慮いた
だきたいというふうに思っており、私の陳述を終わ
ります。

以上です。

○委員長(中西珠子君) どうもありがとうございました。
次に、水谷参考人をお願いいたします。水谷参
考人。

○参考人(水谷静夫君) 水谷でございます。

私は法曹界の人間ではございませんので、文章の平易化という観点から、と申ししても、言葉はただ内容のないことをあらわすわけではありませんが、必然的に内容に触れるところがあると思います。それで、以下、幾つか条文を引くことがございますが、お恥ずかしいことですが、私、法の慣行を知らないで読み損なうところがあるかもしれません。というところは、現行法がかなり難しいということの、国語学を売って飯を食っている者も読み間違えるということだというふうにお考えくださいます、私の読み誤りがございましたら御寛恕くださるよう、まず冒頭でお願いいたします。

法典の表現というものは美しくあるべきだというのは、たしか小野清一郎博士の御意見だったと思いますが、私は基本的立場としてはこれに賛成でございます。ただし、表現を平易化するという要請、これもまた時の流れとして当然のことだと思ひます。しかし、この美しさと平易化というのは必ずしもつきり簡単に結びつくものではないと思います。その上にさらに、仮に平易化された法令文になりました、それが現代日本語として美しいことはやはり望ましいことなんで、修辭する余地があるようなところはなるべく整った日本語にしたい、いただきたいというふうな考えるわけであります。

しかし、もちろん法令文は文芸作品ではございませんから、恐らく最も重要なのは表現の正確さだと思ひます。ある場合に、正確を期すると平易ではなくなるということがございまして、これは法律文に限らず広い意味で申します実用文、技術文の宿命でございます。正確さと平易さとは必ずトレードオフの関係がありまして、これをどういうふうに調和させるかということが問題なんだという、まず言語表現としての原理的な面を一つ先に申し上げておきます。

表現を平易化すると申ししても、当然刑法単独で済む問題ではありませんで、ほかの法の表現

とのかわり合いということが問題になります。それから、先ほど申しましたように、いかに平易化といつても正確さを損なつては何にもなりません。正確さを保つために従来の用語法にいろいろな慣用があつた。その慣用が一般に伝わらなくなつてきている。その部分がどうなるかというふうな問題がありますが、これを思い切つて全部変えるというところは、原理的には可能ですが、現実上多分非常に難しいのではないと思ひます。したがつて、かなりの努力を払つて表現の平易化というところに努めても、なおかつ、そのできたものは現代の口語の立場から見ますとかなり保守的にならざるを得ないということに對しても、当然私はある面ではごもっともと言わざるを得ないのであります。

今回の改正案を見ましても、例えば法令文に非常に多い、事物を並べて述べる表現ですが、典型的には「及び」、「若しくは」、「又は」というたぐいのものでつながれる表現ですね。それ以外にもあります。これについての抜本的な改革というのは何らなされておりません。

一方、そういう法の今までの慣行というものが仮に確立してないかつたとすればどうだろうというふうな考えてみますと、正確さを失わずかつもっと現代の普通の言葉に近づける方策がないわけではございません。この点は後でちょっと例を挙げて申し上げます。

そういう点では、現代語化をさらに進める余地は今回の改正案にも多々ございます。特に、若い世代のことを考えますと、彼らが日常接することのない表現パターンが依然として多いという点など、この現在の改正案の程度では現代語化されたとは若い世代の人たちは感じないだろうというふうに思ひますが、総体として眺めてみますと著しく不適当とは申せません。というところは、法の慣行とかなんとかというような技術的な面を考えまして、急激に全部新しくつくつていいというのとは違ひますから、急激に全部を変えることはできないというのは重々わかりますので、總体的に著し

く不適当とは申し上げられない。適當であるとは申しません。しかし、もちろんのこととして文法違反などございせんから、整つた文章になつていふことは言えると思ひます。整つた文章というのは現代語としてですね、整つた文章になつていふことは言えると思ひます。

そこで、今日世の中にいろいろ行われております文のジャンルで考えまして、一体じゃその難しさといふことが、かたさとして申しますか、それはどの程度かということの判定してみますと、全国規模の新聞紙の社説よりややかたい程度と思われまふ。この程度を、だからしようがないと考えるか、それじゃとても話にならないと考えるかといふのはいろいろだと思ひますけれども、一応格調がある文章であるということは事實であります。

それで、私といたしましては、ほかの参考人の御意見もそうでありましたように、これを口語化の第一歩としてさらによい口語のスタイルを確立していただきたい。ある意味で申しますと、法律の文章というのは書きいいタイプの文章なんでありまして、いろんなパターンを集めて工夫してみますと割合にすつきりした言い方で、かつ文語の直訳にならないような幾つかのパターンが見つかるはずであります。ですから、これは刑法の改正とかなんとかというのを超えて、ぜひそういうように法令文の口語化のためにどういうパターンをつくりまして継続的な努力をなさつていただきたいというふうに思ひます。

今、改善の余地が多々あるということを申しましたことについて、以下若干具体的な例を挙げて御説明をさせていただきますと思ひます。

第一に、徹底的な口語化をするすれば、事は刑法に限らずこうした点を考える必要があるということでありまふ。幾つかの点であります。それは、まずその前に現在の法令文、特に文語文のもの、これは明らかに漢文訓読体に基づいたものであります。これは漢文訓読体を基盤としてできたスタイルでありまして、明治の時

代に普通の文を書くとなると、一番普及してありましたのは候文ですけれども、幕府のおふれ書きも当然御承知のように候文だったわけですが、まさか候文で書くわけにもいきまい。といつて、いかに王政を復古したという時代でも源氏物語の和文で書くわけにもいかなかった。そうなりまふと、やっぱり漢文訓読体によらざるを得なかつたという事情があります。それをいけば直訳的口語にしたので非常にかたい部分がある。しかも、かたくても皆さんがそれになれていればよろしいんですが、概して普通の国民はもう漢文訓読体の基盤というのを文化的背景として失つておりますので、これが一番障害の原因だということになります。

したがつて、パターンとしてどうなのか、こういうことを言うための文章のパターンというのがあるわけですね。そのパターンとしてどうなのかということに氣をつけなければいけない。その第一が、先ほど出ました「及び」、「並びに」、「又は」、「若しくは」のたぐいでございまして、お配りもしてあると思ひますが、「ジュリスト」のコピーの「段目のところ、これは刑法ではございせん、地方自治法ですが、私が見つけたいたいわゆる世間で悪文と言つてあろうという典型的な例であります。「副知事若しくは助役にも事故があるとき若しくは副知事若しくは助役も欠けたとき又は副知事若しくは助役を置かない」云々と、引用してありますので時間の節約でやめますが、これを読んでわかる人間がいるはずでございます。ただし、これは正確さを期するところなるというところは事實なんでありまして、この文法構造が左側の図で図式としてあります。これを

ごらんになるとわかるように、論理的には整然としていふわけでありまふ。しかし、これではやっぱりまずい。そこで、私の改案がその下に出ております。こつちは短いのでちよつと読み上げますが、概して文語に基づいたものを口語訳しますと長くなるんですが、いつもそうなるわけではないというこ

との例です。「副知事や助役も事故を生ずるか欠けるかしたとき、又は副知事や助役を置かない普通地方公共団体でその長が事故を生ずるか欠けるかしたときは、その長の指定する吏員が職務を代理する。」これだつたら恐らく、耳で聞いているとちよつとわかりにくいかもしれないが、読めばそうわかりにくくはないと思います。しかも論理的には厳正であります。上の構造をきつと押さえておきます。

これが可能になった理由は何かといいますと、「の」だとか「や」だとか「か」だとかをうまく使っていることです。本来の日本語というのはそういうものだったわけですね。漢文訓読で、「AとBと」で済むところを、「A及びB」なんてやるようになったわけです。ですから、ある意味ではこれは復古させればよいということですが、まあ言葉はそうは簡単にいかないものがあります。が、「又は」や「及び」を全部使っちゃいけないというわけじゃなくて、こういうふうにしてわかる場所はしたらどうでしょうかというふうなことです。

それから、同じようなことは、今回の改正案でも「おいて」「おける」が非常に多いわけですが、何々「において」「何々「における」。これはなくても済むんですね。「おける」でしたら何とか「の」にすればよいわけですね。

例えば、早速ですが、第一条で、「この法律は、日本国内において」になっておりますが、「日本国内で罪を犯したすべての者に適用する。」で何ら紛らわしいところはない。それからその第二項です。これは、「において」と「について」というものが使われているところなんです。それを削りましても、「日本国外にある日本船舶又は日本航空機内で罪を犯した者にも、前項と同様とする。」で済むわけでありませう。

ほかにも幾つかそういうところがありますが、「場合においては」というのは「場合では」というようにすればよろしいとかございます。ただし、それだけで簡単にはいかないので、いささか工

夫を、機械的な置きかえではやっぱおかしいというところもありますが、時間の節約のために一々申し上げません。

それから、「ことなく」という、何々する「ことなく」ですが、これは「ずに」で済むわけですね。これも本来の和文はそうだったのに漢文訓読の必要上形を整えるために「ことなく」という言い方に変えたわけですね。口語で「ずに」も使っておりますから、「ないで」、「いかにないで」とか「せず」、「しないで」という案もありますが、これはちよつと口語的過ぎると思うので、その中間をとりますと「ずに」を使つたらよろしいというふうに思います。

それから、何とか「するときは」、これは本当に時を問題にしている場合は「ときは」と書かざるを得ないんですが、条件をあらわしている場合は「ば」で済む場合が非常に多いんです。だから、何とか「するときは」を全部削れとは申しませんが、「ば」にした方が意味がわかりやすい場合がございいます。

それから、一つ一つの条文の対応を崩さないというのの当然として、中も原文との対応を破るとまづい、破つてはいけないということになりますと言ひ方がとかくかたくなりまして、現行刑法の原因の「因」に片仮名で「テ」と書いてある部分です。これ、「因テ」というのは、何々が原因となつてこういうことが出てきているということとを言っているところで、ほかの手段をあらわすというところと区別つける必要でそうしたと思ひます。これは裏からいまして、何々の「結果」としてしまえば意味が全然紛れなくてさらにわかりやすくなります。これに「因テ」というように一々断る必要はないというふうに思ひます。

それから、第三点として、表現の、述べる順序をちよつと変えた方がいいたうというところを挙げます。

九十五条、これは私の変えた案ですが、「職務を執行する公務員に暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役又は禁固に処する。」というふう

にした方がよろしかろう。これは原文は「公務員が職務を執行する」という格好になっておりますが、これですと職務を執行する公務員が犯した罪のようにとれるんですね。ずっと後ろまで読んできて初めて、それを対象とする、別の人間の罪だということがわかります。こういう部分は少し順序を入れかえるだけでよろしくなるでしょう。

それから、まことにつまらない例なんです。第七條の二、云々「電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によつて」と、「その他」と「人」との間に読点をお打ちになる方がよろしいと思ひます。これは「その他人」と読んでしまふんですね。こういうつまらないところは、どんどんお直しになつた方がいいたうと思ひます。ほかにもこういうたぐいが幾つかございいます。

それから第四に、どういうわけかところどころ受け身が出てまいりますが、この受け身は受け身にする必然性がないようなところがございいます。例えば第二條五号、「公務員によつて作られる」となつていますが、「公務員がつくる」で差し支えないわけ、受け身があるためにかへつてごたごたしている。同様のものが百六十一條の第二項とか、それから第二十七條にもあります。「取り消されることなく」ですか、これは「取り消さずに」で済むわけですね。

それから「べき」も、元来、刑法ですから「べき」を論じているのに決まつているので、要らない「べき」は削つていただきたい。要る「べき」は当然残さなきゃいけません。要らない「べき」というのはどういふところかと言ひますと、九十六條の三ですが、「云々の公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者」なんです。が、「害する行為をした」でよろしいので、ほかのところも考えてみますと、ここに「べき」があるのだったらみんな「べき」、意図だけでは罰しないとか何とかという場合は別として、みんな「べき」なんです。そういう意図、そういうことを目的としてするということを言っているわけですから、こういうたぐいを少し工夫しただけで

もかなりいわゆる当たりはやらなくなるはずですね。

それから最後に、これは一番局外者としては申し上げにくいことなんです。刑法特有の言葉があります。これは先ほどお二人の参考人の方からいろいろ御指摘があったところですが、そのうち特に一例だけ申し上げますと、六十五條の「加功」、「加」は加える、功績の「功」です。これはどうも私初めて刑法で知つた言葉で、いろいろ手元の字引を調べましたが、よくわかるようなのは出てこない。

それで、ちよつと物好きですから追つかけてみましたら、中国の明ですね、明代の律、明律に出ている特殊用語なんです。ところが、恐らく明治時代でもそうだと思ふんですけれども、現在の功績の「功」という字はプラスの評価でしか使われないわけですね。ですから、「加功」という言葉があると、何かいいことをしてくれたんだというふうに思つてしまふんです。

ここは素人で、もし間違つていたら御容赦を願ひたいんですが、二百六條に「勢いを助けた」という表現がございいます。この「勢いを助けた」という表現と「加功」というのが違ふのかどうかというのを厳密に私は存じませんが、もし大差がないのでしたら、「勢いを助けた」とか「助勢」、あるいは「力を添えた」とかという言い方に変わるといふようなことが必要かと存じます。こういうたぐいの言葉は幾つもほかにもございいます。

最後に、繰り返しますが、これを口語化の第一歩としてさらによい表現を目指していただきたい。極端なことを申しますと、今回の口語、もし時代でどの時代のものに当たるといふと、昭和二十二年ぐらいの程度の口語であると。それから、もちろん、先ほど申しましたように、一応格調はあるし、整つた文であるといふことは認めます。ですから、その限りにおいては異存はございませんけれども、せつかくでございいますから、将来に向けてはもうちよつと現代語に近いように

していただきたいということでございます。
○委員長(中西珠子君) どうもありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。
それでは、これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○下稲葉耕吉君 自民党の下稲葉でございます。
きょうは参考人の三人の先生方、大変お忙しいところをありがとうございます。非常に貴重な御意見をいただきました。その御意見を背景にいたしまして、二、三質問させていただきたいと思

います。
まず、板倉参考人に最初にお伺いしたいと思

います。
今回の刑法改正については基本的には賛成である、細かい点についてはいろいろまだ意見があるというふうなことでございました。そこで私も、大変わかりにくい片仮名の文語体の文章をこういうふうに平易化するということは、かねがね国会としても附帯決議等で決議しているように、その推進の立場にあるわけでございます。できるだけ立派な法律、国民がわかりやすい法律に持っていくということは当然なことであろうと思うのでございます。

そこで、今回の法律改正には基本的には賛成であるがということで、将来の問題として、法制審の具体的な構成員の問題いろいろ御意見があるようなことでございました。その点につきまして、具体的にどういうふうな人選なりなんなりやったらいいか、お考えがございましたらお伺い

いたしたいと思います。
○参考人(板倉宏君) 岩村参考人からもその御意見が出たかと思いますが、要するに法律の専門家だけで、しかも法制審議会の審議が余り公開されていないということでございます。やはり法律家だけで、今、水谷参考人の御意見を聞きまして、私も法律家なものですから、ああそういう

考え方もあるんだなというふうないろいろな感じ

いたところもございます。
いずれにしても、これは国民のためのもの

でございますから、やはり広くそういった人を委員に選ぶ。それで、選び方というのは具体的にどうするかという結構難しいことがあると思

いますけれども、要するに各方面の方ですね、市民代表、労働者代表とい

いますか、いろいろな各方面からの方を選ぶようにすべきだというふう

に考えているわけでございます。具体的なやり方はなかなか難しいかと思

いますけれども、そういうことでござ

いますか。
○下稲葉耕吉君 ありがとうございます。
岩村参考人はその点につきまして、学

者ばかりじゃなくて女性も含めて広く選考した

らどうか、こういうふうな御意見でござ

いました。
そこで、水谷参考人の話を承りまして、私も長いこと役人をやっていた経験がある

ものですから、つくづく感ずるんですが、大変貴重な

御意見だと思ふんですが、大変貴重な御意見だと思ふんですが、大変貴重な御意見だと思ふ

んですが、大変貴重な御意見だと思ふんですが、大変貴重な御意見だと思ふ

んですが、大変貴重な御意見だと思ふんですが、大変貴重な御意見だと思ふ

んですが、大変貴重な御意見だと思ふんですが、大変貴重な御意見だと思ふ

んですが、大変貴重な御意見だと思ふんですが、大変貴重な御意見だと思ふ

んですが、大変貴重な御意見だと思ふんですが、大変貴重な御意見だと思ふ

○参考人(岩村智文君) 今おっしゃられたとおりだ

というふうな思いです。特に、今回のように現代用語化するというような場合には、国語学者の方の御援助がぜひとも必要だったというふう

に感じております。
先ほど水谷さんがおっしゃったような問題は、やはり法制審の刑事法部会の中でも論議されて、

そういう意見、「おいて」を「で」に直せだとかいう意見もいろいろ出たんですが、やはり先ほどお話がありましたように、法制局等の、今までの法律というものはこういうもの

ですという、そういうことを言われてしまっていて、結局黙ってしまうという状況があ

ったわけです。その辺は、私もからの要望ですと、法制審議会の中に国語の専門家の方に加

わっていただくとか、いろんな専門分野の方に加わっていただ

いて国民的なものにしていくということと同時に、議会におかれましても、法案づく

りのときにぜひともそういう用語の問題について今後いろいろ御検討いただきたいというこ

または無期しかないものから、四十八年四月の最高裁の大法廷の判決の背景にあるような具体的な事件に徴して見ますと、これはもうとてもじゃないがおかしいじゃないかというふうなことで、多数意見で憲法違反だというふうなことがなつたということでございます。少数意見はもともとういうふうな、差別というんですか、いうふうな法令をつくることはいかぬと。

その少数意見の考え方が、今度の二百条を初め尊属加重規定、四つの条文の削除というふうな形になってきているんですが、なるほどその殺人罪の判決の中で、百九十九条の中で十分こなししているじゃないかと、そういうふうな中でやっているから問題ないじゃないかと、こういうふうな意見もあることはあるんですが、やはり一つの型としてそういうふうなものを残して、そして死刑または無期のほかに懲役何年かということを加えることによってそれは違憲状態はなくなるんじゃないかと、こういうふうな有力な意見もあることは事実なんです。私自身がその意見だとは申しませんが、そういうことにつきましてお二人の専門家の御意見をひとつ承りたいと思うんです。

○参考人(板倉宏君) 大法廷の二百条の違憲判決ですね、少数意見といつても八対六だったんでございませうけれども、一人は合憲という判断をされているわけでございますが。

そうしますと、例えば死刑、無期と、こういうふうな非常に重いから、合理的な差別と言えないから違憲だという考え方からすると、例えば死刑、無期もしくは四年以上の懲役にするとか、そういう規定にした方がいいというふうな考え方はないわけではないと思えますけれども、しかし尊属殺人で言いますと、「死刑又は無期若しくは三年以上の懲役」ということになっておりまして、一番上は死刑もあるわけでございますから、それで十分に賄えるのではないかと思います。

それで、特に「配偶者ノ直系尊属」と、純風美俗ということもございませうけれども、配偶者の例えばおじいさん、何というんですか、今、余り一

緒に住んでいない場合も多いと思えますけれども、例えば配偶者のおじいさんとかおばあさんとか、めったに会ったこともないような人とか、たまに、あるわけですね。ですから、確かに純風美俗かもしれないけれども、それを法律のところに持ち込んで尊属に対するものだからというので刑を重くするということは、そういう必要はないというふうな考えでおります。

それから、やはりあともう一つは尊属傷害致死、これは最高裁判所は合憲判断を示しております。そして平成二年でも合憲判断が出ております。ごく最近でも、津の地方裁判所でしたか、これも合憲判断をしているわけなんです。しかし、そうしますと、若干重くすると、純風美俗ということがありますから今の規定は少し重くしているわけでございます。そういうものを残すべきかといひますと、やはりもし残さなかったとしても今の裁判の現実からいいますと、その規定が削除されたからといって尊属あるいは配偶者の尊属に対する量刑が急に軽くなるというふうなことはまづないと思うのでございませう。ですから、私自身はやはりもとも、確かに純風美俗かもしれないけれども、尊属だからということでもって刑を重くするということは、法のものとの平等に反しないとしても余りそぐわないというふうな考えでおります。

○参考人(岩村智文君) 今おっしゃられましたように、親を大切にすることとは非常に重要なことだというふうに思えます。家族のあり方をどうするかというのはこれは一つの大事なことでありまして、そうなりますと親だけではないわけですね、子も大切にしなければいけないということ、家族としてお互いに慈しみ、お互いに敬愛し合っていくというものをどうつくっていくかという、これが一つ法に問われているわけですね。そういう道徳的なことを法にする場合に、親だけを特別取り出して、こういう人に危害を加えた場合はこうだよという形にして、果たしてそれだけで家族のそういうお互いが大切に合う、根本的に大

切なことが高まるかという問題が一つあるというふうに思います。

日弁連でもそういった点は非常に議論されておりました。やはり子供の問題も含めていろいろ家族の問題があるということとして、一方だけを取り出しているこの規定は、今回、そういう意味では削除すべきだというふうな考えでいるわけですね。

特に、殺人などは適用範囲が極めて広いので、普通殺人罪ですね、そういう家族の問題を含めて検討してみてもその量刑の範囲内で十分処罰できるといふ問題があるのと同時に、過去の例でいいますと、親に対して子供が危害を加えるという例をいろいろ調べると、親の方に問題があるという、子供がやむを得ずついつい親にそういう危害を加えてしまったという事情がある事例がかなり多いんですね。ですからそういう意味では、親の方が家族の最も大事なものを失っていたのではないかと、そういうこともあるわけですから、そういういろいろな事例を見ましても、やはりこういう規定はなくて別の角度から家族問題を考えた方がいいだろうというふうに思っています。

ちょうどこの参議院の法務委員会調査室がおつくりになった参考資料の三十四ページに「尊属傷害致死罪の量刑の実情」というのが出ておりまして、普通の傷害致死と尊属傷害致死との量刑がどうなっているか比べておられるんですね。これを見ますと全く同じなんです。逆に言いますと、懲役七年以下という一番重い方で見ますと、尊属傷害致死の方が少ないぐらいになっておりまして、こういう実例から見ても分けておく意味はないというふうな考えでおります。

○下種葉耕吉君 岩村参考人に引き続いてお伺いいたしますけれども、日弁連は独自に刑法改正の案を、罪刑法定主義等を中心にした案をお持ちでございませう。今回の改正は、要するに文章の平易化ということを中心にして、そのほか権威者の問題等、先ほど来お話しになっている最高裁の四十八年の判決を基礎にして改正したにとどまってい

るわけでございますが、今後、日弁連といたしまして、今回はこういうふうな形で刑法改正というのに進んでいるわけでございますけれども、さらにこれを基礎といたしますか、としての刑法改正についてのお考えがございましたらお伺いいたしたい。

○参考人(岩村智文君) 先ほど申し上げましたように、今回の平易化そのものには賛成しているわけですが、まだ不十分な点がたくさんあるということでは水谷参考人もおっしゃったようなことで、その平易化の問題を含めてよりよい刑法にしていこうという、部分的に改正していくという作業が早急に求められているというふうな考えでおります。

日本の場合ですと、なかなか法律を変えていくというのが難しい。特に刑法などというのは明治四十年から今まで全面改正されたことがないというふうな、ある意味で言うところの固まって来たわけですので、そういう法律をどう変えていくかというのはなかなか難しいわけですが、もう少し気楽なという問題なんですけれども、一つ一つの条文なり、こういうふうにしたらもっとよい条文になるんじゃないかというふうな場合があった場合には、幾つかまとめてそれを次々に改正していくというふうなことも必要なのではないかと、そういう考え方も求められているのではないかと、そういうふうに思っておりますので、その点は私どももそういう形でまとめていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど言いました、一つ一つの条文で時代に合っているか合っていないか、今の国民の立場から見てもう少しこういうふうに変えたらいいのではないかと、そういうような条文が幾つかあるわけですが、そういうものも個別に考えていく。

それから、これはなかなか難しいんですが、刑法そのものの章立てですとかそれから総則などは並べ方が本当はいろいろ学説上も問題が指摘されておりました、いろいろ議論があるところなんです。

す。ですから、章の並べ方を変えるとか編を変え
るとか、そういうような改正もいずれば必要になる
のではないかとふうに思っていますので、そう
いった点も私どもとしては検討している。社会的
的に問題点を提起して、国民の御議論を仰
ぎたいというふうに考えております。

それから、全面改正については、日弁連の中で
私どもの委員会を中心にして、学者の方の御協力
をいただきながら、刑法をどういうふうに変えて
いったらよいのかという二十一世紀を展望したよ
うな改正作業も行いたいと思っております。これ
もいずれ何とか世に問うて、皆さんの御議論を仰
ぎたいというふうに考えております。

以上であります。

○下村義耕君 弁護士会と我々とのかわり合
いは大変たくさんあるわけでございまして、例え
ば監獄法の改正がたまたましになっております
し、この問題も何とかひとついい形で解決させ
てもらわなくちゃならないと思っております。ある
場合によっては弁護士法そのものの問題もある
かと思っておりますし、あるいは司法試験制度の
問題等もあるかと思っておりますし、あるいはそ
の他最近の経済活動に関連した外弁の問題とか、
あるいは経済協力等に関連するいろいろな問題に
関連して法令の改正なりなんなりたくさんある
わけでございます。私ども大変重大な関心を持っ
てやっています。私ども大々大々関心を持って
やっています。いろいろな御協力
なりなんなりいただかなきゃならぬこともたくさ
んあるんじゃないか、こういうふうに思います。

の、何といひますか、改正刑法草案の文言等はか
なり参考にさせていただいております。
それで、私どもとしては、今後いろいろ刑法改
正を考えていくときには、改正刑法草案を前提に
するとすると、日弁連が反対しあるいは学者の中
でもそれに異論を唱える方がいらっしゃるという
ことになって、せっかく議論をして進んでいくと
いうときに、最初に垣根をつくってしまうという
ことになるのではないかとふうに考えておりま
すので、改正刑法草案を前提にするというので
はなく、それは一つの参考としながら、今後、
今の時点でどういう改正をしていくのが国民に最
もよいのかという形で議論をしていくということ
であれば、法曹三者だけでなく学者の方も含め
てもっと率直な議論ができるというふう
に考えておりますので、そういう形で改正方向を
進めていただきたいというふうに考えておりま
す。

○下村義耕君 ありがとうございます。終わ
ります。

○北村哲男君 社会党の北村でございます。

まず水谷参考人にお伺いしますが、昨年の十一
月だったと思うんですけれども、読売新聞が憲法
改正草案というのをつくりまして、その後憲法改
正についてかなり議論がいろいろなところで起こ
りました。

私も幾つかの勉強会へ行ったり、先生が先ほ
どおっしゃった、法典は美しくあるべしという言
葉は、今改めて、その議論の中で出てきたという
案を見て、これは文章が大体なっていない、品が
悪いという意見を言われたことがあるんです。それ
で、そういう憲法たるもの、国の基本法たるもの
は哲学者が書いて法律家がチェックをすればいい
と、そういうものだ。それで、本当に国民の精
神の統合みたいなものにならなやかめのだとい
うふうなことを言われました。

先ほど先生もおっしゃる、刑法だってやっぱり
同じ国の基本法だと思っております。それか

ら見て今回の、昭和二十二年の段階だというふう
におっしゃったんですけれども、評価といひます
か、前の刑法をいかにして、確かに文語調で
とても格式があるといひあるかもしれませ
んが、それと比べて今回が安易に流れているんじや
ないかというふうにお感じになりますか、あるいは
は現代なりの格調高きものであるというふうに認
められるか、その大まかな感じなんですけれど
も、それはいかがでしょうか。

○参考人(水谷静夫君) さっき格調という言葉
私は使ったつもりはなくてうっかり使っちゃいま
して、格調というのは客観的に評価できるかとい
う問題がございまして、大変厄介なところだ
す。例えば、私が格調高い文というふうに考えるの
をほかの方がどういうふうにお考えになるか。ど
うにもしようがない文というのがあると思っ
てもいい。

ですから、大変お答えしにくいところですが、
これは、現行刑法の文章としての美しさと、それ
から現在も民法の一部が文語のまま残っておりま
す、その部分との美しさを比べてみますと、私は
刑法の方が美しいと思う。これは書いた人の筆力
ということだと思います。例えば、特許法のごときをき
いた文で書こうとしたっていいわけですが、話も
生臭いんです。ですから、そういうことはいろ
ろ考えてみないといけないと思っております。

ただ、今度のものがどうかということですが、
割合に、前のものを踏まえての直訳として見れ
ば、そう悪い文ではないと思っております。それが昭和
二十二年ぐらいたった理由ですが、あのころか
ら法律の口語化が始まりました。そうすると、口
語で書いた法律の前例というのはないから自分た
ちが先蹤となつたわけですが、そのときそういう
幾つかの法令文をお書きになった方は多分、文語
ではこう言おうと、それを口語に移せばいいとい
うかと思つたんです。その原理がまさに当てはめ
られていたという意味でそういうふうに申し上げ
たわけです。

ただ、同じような事柄、内容はなるべく変えず
に、なるべく変えずにといひますか、文章を
ちよつとでも変えれば意味が変わっちゃうとい
う強い意見の人がありますから、なるべく変えずに
と申し上げたんですが、普通の意味ではなるべく
をとってお考えになって構いません。同等な内容
を、従来の習慣とは別に、現代の日本語として
整った形に書くならどうかということでは私は不
徹底と申し上げたわけです。

それから、ついでに申し上げますと、とかく日本
の言葉の議論がなされるときに、すぐれた文芸作
品の文章が名文なんであって、だからそれに近づ
けるという意見が多いんですが、私はこれは不賛
成であります。実用文と文芸作品とは違ふんで、
実用文は達意の美しさを持てばよろしいわけ
です。読んで、ああとほれればよろしい美しさ
といひはなくてもよろしいんで、美しくなければ
いけないと私が申し上げましたのは、決して文芸
作品、詩のような美しさを言ったのではないとい
うことをお断りしておきます。

○北村哲男君 もう一言、きょうは水谷先生のお
話が一番新鮮だったのでお伺いしたんですけれど
も。

今回、私どもも嫌な感じがするのは、縦のもの
を横にするといひますか、文章というものは、外国
のものを横にするのとつてもつたら文章にな
りますよね、翻訳でもそうだし、しゃべるん
でもそうなんです。しゃべっている人のことを
同時通訳したら、つても単語で眠くなるような
ことですね。今回の思想は、まさに縦のものを横
にするという思想だけなんですけれども、とい
うふうに思つて実に興味の深い改正に私は思
います。どうでもいいやという感じで、ああそ
うかと。その点は先生ごらんになって、変えるなら
やっぱり最初から、殺人罪というのはどういう
のかといひます、今のものを変えるんではな
く、ちゃんと今の言葉でつくるといひ思想、やる
べきだったかどうかという点についてはどのように
評価されますか。

○参考人(水谷静夫君) 私は割合に実務家の方にいろいろ同情すべきことを感じてしまふんで、この程度の時間では根本的な文章というか、発想の転換まで必要としますから、それは難しかろうなという意味でやむを得ないだろうという気はします。しかし、著しく、これでは平易化とは本当は私自身は思えないわけであります。

○北村哲男君 ありがとうございます。

それでは、岩村参考人にお伺いしますけれども、「自由と正義」の四十四巻の八号の論文を読ませていただきました。その中で、日弁連試案が刑法改正草案に基づく全面改正に終止符を打つことを目的として提起されたというふうを書いてあります。確かに、日弁連の運動としてはそうだと思うんですけども、一つの全面改正に対する反対の方向性として打ち出されたものと今回の改正案の比較というか、その評価といえますか、この改正についての評価はどのようにお考えなんでしょうか。

○参考人(岩村哲文君) 大変難しい御質問です。で答えにくいんですが、私どもの作成した案が実現しなかったということでは今度の平易化案について問題ありというふうには考えていないんです。もちろん、今までの過去の経緯がありますから、法務当局を含めて改正刑法草案を当然なものとして考えたのではなくて、それをあるものとしながら今度の平易化案を考えられたとは思いますが、私どもから見ますと今度の平易化案は、改正刑法草案とのつながりがないまま、ないままという問題ですけれども、ない形で提起されているわけですね。

その意味では、私どもが考えていたかつての現代用語化案とその趣旨といえますか、立場という問題があるんですが、方向性といえますか、そういうものが同じという評価が日弁連としてはできるということ、今度の平易化案にはそういう意味で、よくぞここまで立法当局も踏み切つて、立法当局といえますか、法務省も踏み切つてくれたというのが実感であります。

そういうことで、今度の平易化を基礎にすればいろいろな議論が、今までのわだかまりを捨てた形で法曹三者の中でもいろいろな議論ができるのではないかと今度うに考えておりますので、その意味では、縦から横なんです、重要な第一歩をするす意外に大事な改正なんだということを言っているわけであります。

○北村哲男君 わかりました。

日弁連が今までずっと改正作業を、改正作業というか、現代用語化案をつくつてこられた中で、やっぱりそれだけでは足りなくて、どうしても現行刑法で明らかに矛盾しているものというか必要ないものはもう削除しよう、したい。今回も単に縦のものを横じゃなくて、二点の、尊属の問題とそれから脅迫者の問題を削除しておるんですけども、日弁連案から見ると、そのほか、九十四条の局外中立命令違反あるいは先ほど言われた逃走目的暴行・脅迫の問題あるいは阿片煙に関する罪、あるいは御贓・御名の偽造なんかも必要ないんじゃないかと、あるいは墮胎罪なんか必要ないんじゃないかと、かなり幾つかの項目を挙げておられますね。

そういう考え方からいって、今回たつた二つだけを除いたという削除したということ、これは幾つあつてもよかったと思うんです。どんな短時間であつた、今までもずっと議論されている問題ですから、そのあたりはプラス・マイナスの評価といえますか、お立場からいって、たつた二つ抜いただけじゃだめじゃないかというのと、二つでも上でできたというのは、どういうふうにお考えになりますか。

先生の論文では十三項目、そのほか墮胎、同意墮胎、それから業務上墮胎、これは同じような条文ですけれども、あとは尊属に関する問題ですね。大きく分けて十三項目、先生もそこにお持ちですから、それだけは当然削除すべきであるというふうにご提案してこられた立場から見ると、今回はたつた二つしか削除してないという点についてはいかがなものでしょうか。

○参考人(岩村哲文君) 削除の問題を含めて、今回の平易化案と日弁連の案は、新設規定ですとか、あるいはもっと変えたいのではないかと、いろいろな問題ですとか罰金刑の問題ですとか、いろいろの違いがございまして、そういう意味では、平易化の側面を除くと日弁連が求めていたものかなりの部分が実現していないのではないかと、この問題の指摘は、そのとおりであります。

ただ、そういう中で今回、日弁連が、法務省がいろいろ御苦勞なさつて今度の平易化案を作成されたというその過程も存じておまして、それが法制審に諮問されたということも聞きましたときに、日弁連としてはやはり平易化するということを、先ほど私が述べましたような観点から考えて、その点で、ほかの点で日弁連の言っているいろいろな問題がたとえ実現しなくても、まずはわかりやすい刑法にする。国民が見てとにかく、先ほど水谷先生は昭和二十二年と言われましたが、少なくとも戦後の言葉に変わってくるという、そういうことでここに重点を置いて、ほかのいろいろなあるにしても賛成していこうという基本的な視点を定めました。そうすることが今後いろいろな意味で、日弁連も含めて法務省等とも話し合いをしながらかつていくなかでいくステップがさらに固まってくるのではないかと今度うに考えて、そういう決断で臨んだわけです。

ただ、法制審の中では、刑事法部会で、この中でまた重要と思われるものを幾つか抜き出しまして、それは積極的に日弁連の委員・幹事の方から御提案申し上げて、ほかの先生方の御意見もいろいろ活発に交わさせていただきました。ですから、法案としては成就してはおりませんけれども、問題提起はいろいろさせていただきましたので、法曹三者及び警察関係の方々、それから学者の方々を含めまして法制審議会のメンバーの方々は、こういう問題が残されていく将来検討する必要があるという点ではかなり御了解をいただいたのではないかと今度うに考えておりますので、そういった点でも非常に有意義であつたというふうに考えております。

うふうに考えております。したがって、そう否定的な評価は今回の法案にはしていません。逆に言いますと、かなり積極的とも言つていいような評価をしているというところを申し上げておきたいと思ひます。

○北村哲男君 各論について一点だけお伺いしておきたいんですが、先生の御論文の中で、とても説得力があると思われるのが「贓物」に関する三十九章で、「盗品その他財産に対する罪」ということでは、その二項犯罪、すなわち二百三十六条二項あるいは二百四十六条の二項犯罪によって得た物も本罪の客体になるおそれがあるから、これは「財産に対する罪」ではなくて「財物に対する罪」というふうにするべきであるというふうに書いておられますね。

それはそこにあるかと思いますが、その点から見ると今回の改正案はこれと異なると、はっきり先生はこれはやるべきであるというふうにお考えか、あるいはこれでもいいやというのか、そういうふうにお考えなのか、いかがでしょうか。

○参考人(岩村哲文君) 今回、私どもが提案したのと若干違つた形で「贓物」の規定がなされているわけですが、この「盗品その他財産に対する罪」というふうにするかどうかというところでいろいろあつたわけですが、これは「財物」という言葉は実は問題がありまして、私どもの日弁連の案ですと、業務上横領罪等の「横領」のこの形式が「他人の財物」というふうになっているんですが、今回の法案は「他人の物」というふうになっている、これ後でこらうにいたしたいんですが、私どもが「詐欺」とかそういうところは「財物」になっているんですね。「窃盗」も「財物」ですが、「横領」のところは「物」になっておりまして、「財物」というふうになっておりません。日弁連の案では「財物」というふうになつていて、贓物罪をそういう形で、私どもの形で現代用語化したんですが、今回そういう意味で、「財物」と「物」という使い分けを条文がしているものですから、日弁連的な現代用語化をしますと、

○荒木清寛君 平成会の荒木でございます。
まず、板倉参考人からお尋ねをいたします。
先進自由主義国家の中では最も日本の刑法が古い
というお話でございました。今の時代にそぐわ
ない部分が数々あると思いますが、その顕著な例
といえますか、それをも一つ二つ御指摘を願えら

あと、必要もないのにまだ刑罰が昔のおよそ意味のないようなものも残っているという面もありますけれども、特にこういった点、現代の社会に対応し得ないものになっている。先進国のものと比べましてかなりおくれている。

また、これはあれですが、例えばアメリカなん

うふうと考えているわけでございます。

○荒木清寛君 次に、やはり板倉参考人にお尋ねしますが、今回、尊属加重規定が削除になりました。先ほど、フランスの改正された刑法によっても尊属に対する加重規定があるというお話でございました。確かに十五歳未満の者に対する犯罪に

でありまして、そういう憲法上の原則をあえて法律の中にもう一回確認するということとはどうかという議論もあらうかと思ひますし、また罪刑法定主義の規定が新設されたからといって何か解釈がかわるというものでもないと思うんです。それにもかかわらず罪刑法定主義の新設ということを確認

主張された理由といひますか、根拠をお聞かせください。

○参考人(岩村智文君) 憲法上の規定を個々の法律にどう規定するかという問題は、今回初めてというわけではありません。例えば刑事訴訟法それから労働法等では憲法上の規定、精神が法に規定されているわけでありまして、そういう意味で、憲法がある意味で個々の法律に規定するということは特別な例外ではないということが一つあると思います。

特に、罪刑法定主義というのは、私もが考えましたのは、今御質問にありましたように、当たり前のことなんです。ですから、当たり前から要らないというのか、当たり前から要するというのかという議論が一つあったわけでありまして、当たり前だったら規定していいのではないかと、当たり前という意味の当たり前は、ちょっと捨てておいてもいい当たり前ではなくて、逆に言えばだれもがしるにできない、すべての人が認めざるを得ないほどのものだから当たり前だという意味なので、そういう意味であれば条文化するのは逆に必要なのではないか。そういうことは当たり前だといって横に置いておく方が不自然なのではないかというふうに考えて、皆さんが本当に当たり前だと思ふんだったら一条ぐらいつけ加えてもよろしいのではないのでしょうかというの、簡単に言うといふ連連の考え方でありまして。

先ほど言いましたように、逆に言いますと、そういう条文がもし今回出たければ、国民に対してなぜ今度口語化ということが、現代用語化というのが行われたのか、それはもちろん戦後すぐやるべきであったけれども、長く置いておかれたけれども、今まで刑法が当然のこととしていた罪刑法定主義というのをその趣旨として、その手始めとしてまず国民の人にわかりやすいような条文にしたんです、今後はその罪刑法定主義を基礎としながら刑法を次々よいものにしていきますよという、何というんですか、縦のものを横にするよという思想というのか、導きの意図といひます

か、そういうものを示すものとしてぜひ必要だといふふうな判断したのであります。

○荒木清寛君 これは国会の衆参両委員会でも決議をした話であります、財産犯にも罰金刑をつけることを検討すると。日弁連の現代用語化案を見ましても、そのようになっているわけでありまして、ただ、一部には、これは逆に処罰の拡大につながるんじゃないかという意見、指摘もあるわけ

です。実際に、万引き等の窃盗犯の場合に、軽微な罪で初犯であるという場合にはもう大概起訴猶予になるといふのが実務上の扱いではないかと思ひますが、逆に窃盗罪に例へば罰金刑をつけるということによりまして、現在であれば不起訴になっているような罪も罰金となって前科がついてしまふと、そういう処罰の拡大につながるんじゃないかという指摘もあるわけでありまして、この点は参事人としてどうお考えでしょうか。

○参考人(岩村智文君) これはよく言われることでありまして、起訴猶予が罰金になって罪になつてしまふという、こういう問題は確かにある、それは認めざるを得ないといふふうな思ひつております。ただ、物の考え方として大事なのは、「窃盗」という国の方でこれ処罰しますよといふふうな法律で決めたものが、それを犯せば罰金という刑では処罰できないんだといふふうな、何といふんですか、決めてしまふといふんですか、そういうものであると、窃盗といふのは罰金ではとても処罰できないものなんだといふふうな決めてしまふといふことが一番問題だといふふうな思ひつています。窃盗といふのもやはり罰金で処理するといふこともあるんだといふことが一つ必要だと思ひます。

それともう一つ考えているのは、起訴猶予になつて起訴猶予がすべて罰金になつてしまふかといふことを考えてみたんです。検察官がこの人は起訴猶予にすべきだと思つたときに、罰金刑ができたから全部罰金にするといふふうにならぬのではないかといふふうな思ひましたのは、傷害

罪、これは罰金があるわけなんです。傷害罪の処理がどうなつていくかといふのは、起訴猶予の事例もありまして、略式で罰金にするという事例もかなりあるわけなんです。こういう事例を見ると、そういうところでの区分けの仕方というのは、決してそういう罰金でできたから単純に起訴猶予を罰金にするというほど処理の仕方を検察官の方で単純な扱いではないかといふふうな思ひつて、それが実務の実態ではないかといふふうな私どもが理解したというのがこの点での考え方の一つであります。

それともう一つ、本当に処罰すべき者は、盗んで処罰すべき者は罰金を取るといふのは、逆に言うところ当たり前ではないかといふこともあり得ると思ひつていふんです。それは決して単純に犯罪を重くしたといふふうにならないといふふうな思ひつておりますので、私も罰金化するというのはその単純な犯罪化であるといふふうな思ひつておりません。執行猶予する、裁判にかかったときに執行猶予にならないで罰金にしておくといふ、そういうことも逆に起きるわけですから、罰金にするといふことも必要だといふふうな思ひつております。

○荒木清寛君 もう時間もわずかですが、水谷参事人にお尋ねしたいと思ひます。非常に興味深いお話をお伺いしたのであります。が、現行の憲法、その制定の際には言語学者の方にも関与されたといふお話でございますが、わかりやすく、また格調の高さといふ点からしまして、先生は今の憲法の表現、内容はともかくとしまして、それはどう評価されますでしょうか。

○参考人(水谷静夫君) あの時代として一応よくやつたと思ひます。何か、本当のところは私も存じませんが、原文が英文だったそう、それをよくあそこまで隠したといふ点では大したものだと思ひます。

それから、今度の口語化の表現と比べてみまして、これは憲法の方がはるかに内容上有利なんです。砕けたといひますか、表現としてならからかといひますか、整わせるために。ですから、そうい

うところを差し引いて考えますと、今回ののができが悪いとは私は申し上げません。前のような、今回のような方針でやったら、どなたが頑張つても、まあ、もうちょっとと砕く程度で終わつてしまふだろうという気はいたします。

それから、さらに言ひますと、じゃ逆の立場で、例えば今の法学部出て二、三年ぐらいの卒業生に、必要があつてじゃこういうものを書いてこらんといふたときにこの程度書けるかといふたら、多分書けないだらうなという意味ではやはり一応ちゃんとした文だといふふうな思ひます。ただ、私のどうせするんならもうちょっとという点からいへば、少しか大分、手前とまつていふといふことです。

○荒木清寛君 現行の法律に關しまして先生の発言の中に、座談会の発言なんです、民法よりも刑法の方が文章としては見事であるとおつしやつていました、それは私もそのいふ法律の性質上そうならざるを得ないのか、簡単に御見解をお伺ひします。

○参考人(水谷静夫君) 現在の刑法の書き方ですね、ああいう基準で書くといふれば民法より刑法の方が文がきれいになるのは当たり前という気がいたします。つまり、ごたごたしたことが余り書いてないわけなんです。それですっきりしております。

それから、法律といふのは、これは考えようによろと思ひます。私も専門じゃないからそんなに詳しくは知りませんが、アメリカの法律はやたらにくだいように思ひます。ああいうふうにくどくど書くのが本当にわかりにくいことなのか、それから簡潔に済ませるのがわかりやすいのか。これはどっちじゃなさいいけないといふことは当然ないわけですから、いいと思います、私はやっぱり気が短かいせいか簡潔な文の方がいいと思ひます。

そういう意味で、規定してある事柄が、民法の方はかなり、幾ら簡潔に書けといつてもごちゃごちゃ書かなきゃいけないような事柄だ。その点で有利だといふ気はいたします。それから、幾分はやはりお書きになつた方の筆力が影響している

だらうとは思いますが。

○荒木清寛君 ありがとうございます。

○飯正敏君 飯正敏といます。

私は、今回の刑法の一部改正案には消極的賛成なんではなくて積極的賛成の立場なんです。なぜかといったら、内容についての改正部分が極めて少ない、最小限であるということですね。それで、なおかつ表現が現代語になっておるといふことに限られているところは非常に大事なことである、内容について、もっとこういうふうな直した方がいい、あんなふうな直した方がいいという専門家の方々の意見がいろいろあるということとはわかるんです。ただ刑法ですから、社会道徳的とか宗教的とかさまざまなそういうので悪であるとか善であるとかと決められているのがあるというけれども、その中において、刑をもって罰せられる、国家の刑で罰せられる悪なものがどうかというところはやっぱり刑法によるわけです、基本的に。

それで、それが判例ということで裁判所の判例で積み上げられているわけですから、そういうものによって大体、法律についてはそんなに詳しくない一般の国民の人も、こういうことは罰せられるということがわかるということですから、そういう判例の積み重ねというものが非常に大事だと思うので、そういうことがまた一から判例を積み重ねていかなきゃならないような意味での大改正というものは私は非常に慎重であるべきだというこというふうに思いますので、この改正案には非常に積極的な賛成という、そういう立場です。それは私の意見なんですけれども、三人の方にそれぞれちょっと条文に関連しまして御意見を伺いたいんです。

百八十八条の「礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者」、現代語ではこうなっています。もとの「礼拝所」対シ公然不敬ノ行為アリタル者、こういう「アリタル者」というようなことがそのままだと現代語として「行為をした者」というふうに変わっているだけで、内容と表現には一切

変化がないんですけれども、この不敬の行為というところについては、私はこれは、礼拝所に対しての公然不敬の行為というふうな表現では、宗教に対して信教の自由ということから考えると、敬わないというの自由だと思ふんですね。信教の自由の範囲だと思ふんですね。

「不敬」というから敬わないという意味ですから、敬わないというのを何か処罰しているんじゃないかというふうな、現代語に訳すなら別の、つまりこれは現代語として私は別の表現に変えて、なおかつその判例がそのまま変わらないような、そういうのが可能であり、やらなければならぬ。「不敬」というのはつまり古い言葉で、現代語としては、刑をもって処罰しておく言葉としては適切でないような気がして気になっている。この一つなんですけれども、それぞれの先生はどうかというふうに思われるか、もし私の意見に賛成ならばどんな現代語の表現が適切だと思われるか、お答えください。

○参考人(飯倉宏君) この百八十八条は非常に、「不敬」という敬わないことも含むとしたら、そういうふうにとられるとしたらこの言葉はぐあいが悪いと思いますね、敬わないのも自由であるわけですから。

そうしますと、今すぐにどういふ言葉が適切かと言われましても、もともと百八十八条は、「神祠」というのもちよつと、昔、神殿なんかになつていたんでしょか、それではギリシア神殿みたいで、「神祠」というのも、これは社務所なんかは含まないんでしょけれども、ここだって本当はほかの言葉を見つけたわけですが、今言われたような意味にもしも含まれるとしたら別の表現の方がよいと思います。今すぐは思いつかないものですから。

○参考人(岩村智文君) この「不敬」の意味には、ただいま言われましたような敬わないということとは含まないというのが今までのすべての学説、判例の考え方であつたんですね。ですから、逆に言うと、「不敬」という言葉を現代語で考えるとどうい

う意味にはとれないわけですね。含まないという意味にはとれない、含むというふうにとるのが普通なわけですから、問題がある用語で、これ自体は常用漢字ですから、「不敬」という言葉が特別過去の言葉というふうには思えないので逆に問題が生ずるわけですね。

そこで、私も日弁連としては、これを「冒瀆」といふ言葉に直してみたいですね。それで、「冒瀆した場合」というふうになれば、「冒瀆」ですと積極的に神祠、仏堂に何かしたという行為が出てきますのでよいのではないかと思つたんですが、「瀆」の字が常用漢字ではないということと「冒瀆」といふ言葉がまた使えないというふうなことがあったり、なかなかこの辺は難しく、結局またこの「不敬」に戻ってしまったんですが、私どもとしてはどちらかというと「冒瀆」といふ言葉が当たるのかなというふうには思っております。

○参考人(水谷静夫君) 私は現代でも「不敬」といふ言葉にニュートラルな意味はないと思っております。ですから、これは自分が信じているかどうかにかかわらず、それぞれのものに対してその立場から「不敬」といふふうには呼ぶべきだと思ひます。ただし、敬わざることも「不敬」だということに語義が変わる可能性というのは当然あるわけですから、そのことを考えますと、先ほど岩村参考人のおっしゃったように「冒瀆」がよろしかろうと思ひますが、もしそれを避けるならば、避けるならばというのには、「瀆」という字が許されないから、それからJISの第二水準に入っていますが、あれは俗字でして正しい字じゃないわけですね、「冒瀆」の「瀆」は。そういう俗字を使うことは余り好まないもので、特に法律なんかで。

そうしますと、一番近いものは「非礼」、「礼にあらず」だと思います。やや、「不敬」よりももっと一時代前だと言われればそうですが、「礼にあらず」というのがまさに当たる。自分がそれを信じているか信じていないかにかかわらず、人間としての礼は守らなければいけないわけですね。

○飯正敏君 そうですね。わかりました。終わります。

○紀平健子君 本日は、大変お忙しい中、参考人の先生方にはいろいろ御教授を賜りまして、この言葉も少しかたいのかと思ひますけれども、まことにありがとうございます。

今回は犯罪と刑罰を律する、基本的人権にかかわりの深い刑法典の改正だけに、国民、有権者にわかりやすく、また納得のいくものでなければならぬというふうに思ひます。三参考人の先生方もその点におきましては、これは国民の知る権利というか、あるいはよく法律を知って、そして国民としてなすべきこと、なすべからざることということを酌み分ける意味で非常に重要な問題を含んでいると思ひます。

私も前向きにこれを受け取っておりますけれども、時間がございませぬので、平易化及び口語化という、このところに焦点を絞らせていただきます。

今回の改正案を一覧いたしました。というのは、先ほど水谷先生がおっしゃいましたように、時間が足りなかつたというか、これを本場の平易化あるいは口語化ということにするには時間が足りなかつたんじゃないかというふうなことをちらっとおっしゃったように思ひますが、私も実はまことに同感なんですございませぬ。これだけのものを平易化、口語化、そして国民のための一つの情報としてというか、国民の理解を得てもらうということはなかなか難しいことで、多少拙速だったんじゃないかなという感じを持っております。

例えば「改換の状」、それから六十二条ですか、これは「幫助」、それからまた「従犯」、それから九十六條の三の「偽計」、百七十七條の「姦淫」、こういう単語なんですけれども、これはかなり十四歳以上を対象としている刑法の平易化ということにしては理解しにくいんじゃないかというふうに思ひます。総則の方にも、十九條で「用に供し、又は供しようとした」とか「情を知つて」とか、第三十七條「これによって生じた害が避けようとした

害の程度を超えなかった場合に限り、「これがちょっと私もわからないんですね。やっぱりさつと読んでわかりやすいというふうにするまでにはもう少し時間も欲しかった。それから、やはり刑法全体のかかわりの中でこのいわゆる平易化というものが行われるべきではなかったかと思うわけです。

一言ずつで結構でございますので、先生方のお子様あるいはお孫様、もしおいでになりましたらば、お孫様にこれを読んでいただいてわかるかわからないか。大体、お孫様とおっしゃっても大分お年でございましょうから、これいかがでございましょうか。若い方がどんどんふえていくわけですから、お三人御無理かもしれせんけれども、もしできまして一言ずつ、板倉先生から。

○参考人(板倉宏君) これは若い人でも、例えば三十七条、もともと結構難しかったものですが、これでもとよりは、今の現行法よりはちょっとはわかりやすくなっているんですが、これ見てもさつとはわからないと思います。

ですから、やはり我々中身をわからせるためにはいろいろ講義なんかをしなければいけない。講義を聞いても、法学部の学生にもよりますけれども、なかなか本当のことはわからないということはあるかと思えます。私のところは孫はいませんからあれですけども、恐らく、しかし法律を専門にしておられる者もおられますから、いつもこういうのは全然わからないと。何でもかこういってはいらぬわけですが、これでもとよりはましにはなったという感じはいたしますけれども。

○参考人(岩村智文君) 今御指摘にあった点も含めて、この法案自体を法律家ではない若い人たちにも見てもらってはいるんですね。そうしますと、例えば私の事務所の事務員の人にも見てもらつたところはない。今、紀平先生がおっしゃつたようなところはわからないんですね。やっぱり非常に難しいというふうに言っております。

これは、ある意味で言いますと、テクニカルチームみたいになって固定しているところがある

ものですから、法律家は非常に逆にわかりやすいんですが、国民の用語と違つてしまつていて、乖離しているという状態が生まれているので、その点をどうするかというのは非常に難しいんですね。

ですから、「姦淫」なんというのどう直したらわかるのかというところ、これまたなかなか難しく、ある意味で言いますと、先ほど水谷参考人が言われたように、思い切つて発想の転換をして、今の刑法にとらわれずに全然違つた形でその条文をつくつてみるかというのを一方でしてみないと、現状を抜け出すというところは難しいのかもしれません。私ももともと法律家ですからなかなかここから抜け出すということができなくて、これでも少しよくなつたかなというふうに思つていて、このあたりのところでありまして。

○参考人(水谷静夫君) おっしゃるとおりでありまして、ただし実情はほとんどこれ一般国民はわからないだろうと思ふんです。しかし、これがまた、法律は本当に一般国民が納得できるような表現というのは可能なんだろうという気もせざるを得ない点がございます。やっぱり、小説を読むんじゃないんですから、読む方も我慢して読まなきゃいけない面があるんで、その我慢をするときに方向づけが全然どうなっているかわからないというのでは困る。それがかつては一つは、先ほど申しましたように、漢文訓読体であるというところがそういう全体の文章の骨組みの共通の基盤になつていたわけですね。それが崩れたわけですから、それにかわるべきものをなるべく早い時期に用意していきなさいけないだろうという気はいたします。

それから、例えば刑法の中にも出てまいります「相当する」という言葉です。これはまず日常語では「相当する」ということをほとんど使ひませんが、「相当だ」とか「相当の」でくるわけですが、かなりという意味なんです、あいつも相当なやつだなんていう使い方の。しかし、法律の方が、考へてみると、相当たるという原義どおりなん

で、こつちの方が由緒正しき使い方だということもありまして、そういうふうになつてしまつたところを何でも現在の俗用の方に近づけなきゃいけないかどうかというの、いささか問題な点があると思ひます。

そういう意味で、全体を見てもう一度、口語だつたらこういう言い方というのを、少しじれつたてでもやつてみる必要があるというふうには考へております。

当然、今度の程度の平易化でも、なされないよりはした方がいいに決まつているということだと思います。

○紀平悌子君 ありがとうございます。
○三石久江君 私は法律には大変疎い一人なんですけれども、今回の法の改正というのは、国民、市民サイドから見ますと、大変わかりやすくなつた、読みやすくなつたと思ひます。

そこで、文章としては大変立派だと思ひますけれども、まだ言い回しが難しい。しかし、先ほど水谷先生が正確でなければという点からは、こういう言語になるのかと認識をしたわけなんですけれども、私は日本語は大変難しいと常日ごろ思つていて人間です。例えば一般的ですけれども、「おれ」「わし」とか、それから「私」「うち」とか「僕」とかというふうに随分難しいんですね、数が多くあります。だからといって、私は英語がすごくうまいかという、そういうことは全然ないんですけれども。日本語は前から随分難しいな難しいなと思つてきたら、刑法の方はもっと難しいな。で、六法全書を見ると頭が痛くなるなど言ひながら思つていたんですけれども。

そこで、かなり唐突なんですけれども、板倉先生にお聞きしたいんです。
「墮胎の罪」二十九章の二百十二条、これは片方に優生保護法というのがあるんですけれども、なぜ女性にのみなのかな。もしかしら男性擁護ではないのかと思つたりもしています。そこで、なぜ墮胎罪というのは女性だけなのか。「女

子」と書いてありますけれども、女性だけなのではないか。

そこで、先ほど岩村先生もおっしゃつたんですけれども、女子、女性についてというのが、女性の委員がいなかったという中で、この文章の中に「婦女」という言葉からなぜ「女子」になつたのか。今ここで皆さんがよく女子議員とおっしゃらないんです。女子弁護士とおっしゃらないんです。女性議員、女性弁護士と、こういうふうにおっしゃるんですけれども、なぜ「女子」になつたのかということをお聞きしたいと思ひます。

○参考人(板倉宏君) 確かに御指摘のように、私は全く個人的にはこの二百十二条はもう要らないんだと思つておりますけれども、将来の方向としてでございますけれども、「女子」、確かに男子というのを出てきていないのに「女子」というのは、言葉遣いとしては問題があるかと思ひます。やはり、女性、もつとも男性というのを出てきていませぬけれども、こういう言葉がよいのか。

確かに「女子」、しかもわざわざ「女」と「子」と、こういう表現ですから、本当はこれは変えるべき、変えた方がよいと思ひますが、今すぐどの言葉がいいかと言われますと、なかなか私としても思ひつかないという感じがございまして。
○参考人(岩村智文君) 「墮胎の罪」については、日弁連としては同意墮胎については削除するという方向を打ち出していたんですが、それは今回の法案化する法制審の刑事法部会の中でも一応論議はされましたが、採用はされませんでしたけれども、そのことが話題にはなりました。

特に、この中で私も「婦女」をどういう言葉に直すのかという問題提起をしまして、「女子」という言葉がいいのか「女性」がいいのか、またほかに何かあるかという、端的に言うところ「女」というふうにしてしまふかとか、いろいろ議論が出たんです。

これも私も、私が一番最初に考へたのは、「女子」というのは女の子みたいで、何か男より下

に見ているような感じに聞こえなくもないから余りよくないのではないかと、「女性」がいのではないかというふうに言ったんですが、これまた女性の、これもまた適当な言葉がないので申しわけないんですが、女性弁護士の見解を幾つか聞いてみると、「女性」という言葉を嫌う人もいるんですね、「性」が入っているというので嫌だと言っているね。

これでまた難しくなりまして、簡単に言うと、これは女性の中で決めていただきたいというのが、こういうところで言うて申しわけないんですが、そんな感じで、日本語にこういう言葉を、本当にどなたも受け入れるような言葉がなかなかないということがありましたので、これはある意味で言うところ水谷参考人に御意見を聞きしなから、今後国民的に決めていかなければいけないのではないかと気がしております。

○参考人(水谷静夫君) ももちろん、今度の改正案になぜ「女子」になったかということは私は存じませんけれども、ただ、なぜ「女子」がとられたのだろうかということの理由の推定は幾つかあります。ただし、お運びになった方がそこまで、失礼な言い方ですけども、言葉のバックを御存じでお使いになったかどうか。

私の感覚ですと、やっぱり「婦女」が最も適当で、ニュートラルな言い方だという気がいたします。それを避けるなら「婦人」だと思いますが、御承知のとおり婦人雑誌がいつの間にか女性雑誌になって、「婦人」というとおばあさんみたいで嫌だというのはあれ全然違うんで、「婦」というのは年寄りという意味は全くないわけですね。

それから、「女子」の「子」は、これは子供の「子」ではございません、意味が、「もの」、抽象的な意味の「もの」です。男の方は男子、それに対して女子だけで、漢語で据わりの悪いときにはそういう抽象的といいますか、対象化して使うときに「子」をつけるわけです。例えば「椅子」の「子」なんかでもそうなんですけれども、「椅」というのはただ寄るといっただけですから、「椅子」だとかいろいろなん

の「子」を使うわけです。

じゃどうして「女」が使われなかったかと申しますと、これは昔の文章で「女」と書いてあると実はムスメと読むので、フィメールのことを言うんではないわけですね。そういうことで恐らく避けたいと。

男性、女性というような言い方は恐らく明治以後の翻訳語です、例はないことはございませんけれども、ですから、そういう意味で言うと、人間の性について言うときの、性そのものを言うときはもちろん「男性」、「女性」ですけども、そういう性を担った人を言うときは「男子」、「女子」が現在のところやむを得ないんじゃないかという気がいたします。

○三石久江君 ありがとうございます。

○安恒良一君 三人の参考人の皆さん、大変御苦労さまでございます。

三人の先生からある程度今回の改正、評価をほとんどされまして。私も評価しております。

ただ、私の実感と言うと、明治四十一年来、こんなものをよくはっておいだした。特に、近代憲法になって今日までこんなことでよかったのかというので、これは法曹三者だけではなくて私ども国会議員を含めてこんなものを戦後これだけ長い間ほっておいだした、いけなかったなと、まず私は自分の実感として感ずる。

それはなぜかというところ、かなり近代化されましたが、やはり罪刑法定主義からいいますと、私はやっぱり義務教育を終了した人がある程度読んではわかるようにしなきゃならぬ。その点から考えますと、三人の先生もおっしゃいましたように、今回、大改正したからということでもやるんじやなくて、引き続いてやはり改正に取り組まなきゃならぬなと。これは三人の先生の御意見もそうですから、それはそのように承って、やはり我々も努力していかなくちゃならぬ。

そこで、具体的な問題として一つございまして、やはりそれをやるためには法制審議会の刑事法部会の構成を国民参加ということと開かれたものに

のしなきゃならぬ、こういう御意見を特に板倉先生、岩村先生から賜り、私も大賛成なんです。

それで、法制審議会の委員の氏名の公開に関して今までは法務省は、委員の私生活等が脅かされるおそれがあるから氏名を公開しないとか、それから学問的、専門的な見地から調査、審議が全うできなくなるからしないとか、こういうことを言い通してきていたわけですね。

私は、今、諸先生方がおっしゃったような開かれた国民にわかる審議会にするならば、やはり氏名の公開等をすべきだと、それから氏名の公開を嫌がるような人は委員になってもらう必要はないと思いますが、その点についてお二人の先生の御意見を聞かせください。

それから、続いて質問いたします。時間ございませぬから。

尊属加重規定の削除についても、いわゆる二人の先生からはフランスの事例なり日弁連の考え方なりいろいろ聞かせていただきました。

私は、少数意見というのか、こういう意見も一方にあるというのを聞いています。二十世紀になって高齢化社会になるんだ、だから尊属を大切にしなきゃならぬじゃないかと、それに今こんなことをすることはどうかという意見がある反面、これも先生方から御指摘がありましたように、フランスの事例も言われましたけれども、やっぱり大切なことは家族なんだ、だから妻や子に対するものも加重するなら加重しないと、例えば子供を殺すとか妻を殺すとかいろいろなことございいますからね、また最近そういう事例がかなりふえていますから。

岩村先生からちょっと家族のところも触れられましたが、私は今回、判決以来二十二年、これを除くことそのものを反対はしていませんが、少なくともやはり二十世紀に向けてこのころ問題として、妻や子供を含めた家族全体の問題をやはり今後の改正の中に考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますが、その点について先生方の御意見を聞かせ願いたい。

以上です。

○参考人(板倉宏君) 後の方の御質問からですが、やはりフランスの今度の刑法で尊属の方の加重規定を残したと、これはもう一方では十五歳未満の者に対する加重規定も残したと。これはやはり家族ということから考えていかなければいけないと、自分が保護しなければならぬというような立場の者に対して殺人をするというようなことを重くすると。将来はさらに高齢化社会ですから、そういった問題あるかもしれないけれども、しかし一方では、やはり日本の刑法は法定刑の範囲が結構広いものですから、その範囲内でまた賄えるのではないかとはいふには思っているわけですね。

ただ、将来やはり家族だからということも一つの視点にしなければならぬわけですね。ただ、妻に対してとなると、夫に對しもないとやはり、ですから家族ということととらえるということとは考えていかなければならぬことかもしれないですね。もう一つはどういう質問でしたか、御質問。

○安恒良一君 審議会のオープン化の問題。

○参考人(板倉宏君) 審議会のですね。国レベルでも今、情報公開ということがなかなかまだ実現しませんけれども、私も藤沢市なんかの情報公開制度の審議会の会長なんです、委員の名簿を出す出さないということが前はよくありましたけれども、今はみんなもちろん発表いたしておりました。こういったものはその人のプライバシーをというわけじゃありませんものだから、名簿ですね、そういったことは当然に明らかにしていくと、そして広く委員を、国民の声を反映できるようにしなければならぬ。ですから、女性の方はもちろんでありますけれども、余り年いった人ばかりとかも、処罰されるのは結構若い人の方もされるわけですね。

そういったことで、そして名簿を、その委員がどんな人かというところは発表する。それで引き受けられないような人は、やはりなるべきでないとして私は思います。

○参考人(岩村智文君) 開かれた法制審の点については安恒先生と同じ意見でありますので、家族などの問題にちょっと移りたいと思うんです。

確かに、家族の中でお互いを大切にしよう、慈しみ合うということですか、あるいは社会の中で高齢者の方々を大事にしよう、これは非常に必要だと思うんですね。ですから、そういうふうな国民全体の倫理観といえますか道徳といえますか、そういうものを発展させていくという状態をつくり上げるというのは非常に重要だと思っ

ているんですが、それが刑法によって刑罰を科するという側面からそういうことを進めるのか、あるいはもったと違った形で、他の法律などいろいろな駆使したりあるいは政府等の啓蒙活動とかいろいろなことを含めて、社会全体のシステムとしてどう

いうあり方がいいのかというの、これはいろいろな考え方があると思うんですね。

ですから、すぐさまそれを刑法典に入れるかどうかというのは、また直ちにそれでよろしいというふうにはならないと思いますので、家族を大切にしたり高齢者を大切にしようという方向性を是としながら、それをどういうふうにしていくかというの

はまた別にいろいろな形で議論が必要だというふうな考えでおります。

○参考人(水谷静夫君) 私は法曹の門外漢でござい

ますけれども、法というのはなるべく条文が少ない、条文が少ないというのは変な言い方ですけども、罪を

やたらにつくらない方がいい、運用で捕えるものは運用でやった方がいい。

ただ、その運用がいろいろあいまいになると困るとい

うので規定が必要というところは置くべきだと。これは、法律なんという非常に大きな恐れ

多いことじゃなくて、私もある学会のキャップなもので

すから、その会則改正や何かの問題が起

こったときに常にそういうふうな考えております。

○安恒良一君 ありがとうございます。

○委員長(中西珠子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の先生方に一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして大変貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(中西珠子君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○下稲葉耕吉君 刑法の関連の質問に入ります前に、最近の報道についてちょっと感ずることがござ

いますので、オウム・サリン事件に関連いたしまして御質問いたしたいと思います。

報道によりますと、去る二十日の衆議院予算委員会集中審議の中の発言といたしまして、私、会

議録を読んでもおりませんので正確なことはわかりませんが、新聞各紙の報道によりますれば、別件逮捕の問題につきまして総理が答弁なさっておられる。その新聞の記事を要約いたしますれば、こ

ういうふうな大変な国民の関心を呼んでいる凶悪な事件に対する捜査を激励するというところもあるのかもわかりませんが、それはそれといたしまして、別件逮捕も容認されるのではないかと、国民がこ

ういうふうな安易なものであつては私はよくない。やはりどういふふうな情勢になろうと、捜査とい

うものは法令を適用して厳しく厳格にやらなければならぬ、こういうふうな思いです。

私は、そういうふうな意味で、あらゆる法令を適用して徹底した適正な捜査を行うということではな

かろうかと思ひますが、その点につきまして法務大臣のひとつ御見解といたしますか、この際は

つきりお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(前田勲男君) 御指摘の地下鉄サリン事件等は、大変我が国の治安の根幹を揺るがす極めて重大な犯罪でございまして、真相解明が急務

かつ最大の努力をされておるところでござい

ます。総理の御発言も、先生御指摘のとおり、訂正をされたよう

でございしますが、今日、警察における犯罪捜査は法令に

従い適正に行われていると聞いております。また、検察当局におきましても、まさに法と証拠に基づき適正な捜査、処分を行

っているものと理解をいたしておるところでござい

ます。

○下稲葉耕吉君 ひとつ、どういふふうな情勢でござい

ましょうと、法律を適用する捜査官という者はやはりそれに基づいて厳正でならなくちゃならない、どういふふうなものにもたえられる捜査でなくちゃならない、このように思ひます。

次に、本件につきまして、「破防法適用を準備」「オウム調査団体に指定」というような報道

が大きなさされておるわけでござい

ます。破防法に基づく団体の解散なりなりというものは、破防法が制定以来今日まで適用されたこととは

ございせん。いろいろな極左暴力集団の過去における騒擾まがいの事件に関連いたしましてこの適用が議論されたことはござい

ますけれども、今日のいわけでござい

ます。ここで言う「調査団体に指定」という言葉も私自身ちょっと奇異に感ずるわけ

でござい

ますが、「破防法適用を準備」「オウム調査団体に指定」というふうな報道がなされてお

ります。これにつきましても公安調査庁のほうきりしたひとつ姿勢とい

いますか、方針といひますか、お話ししたいと思ひます。

○政府委員(緒方重威君) まず、調査対象団体の指定といふことについて

の意味を御説明申し上げます。これは公安調査庁長官が内部職員に対してこの対象団

体を調査しないといふことを命ずる内部的な行為でござい

ます。調査官の調査活動が個人の恣意にわたることのないように、統一的、効率的に行

いうふうなことになるれば指定なされるんですか。

○政府委員(緒方重蔵君) 過去に破壊的活動を行
い、かつ現在においてもその団体が継続して破壊
的活動を行うおそれがあるということが十分認め
られるような団体につきまして、一般的にこの団
体を継続して調査するようにということで長官が
調査官に指令している、指示しているということ
でございます。

○下稲葉耕吉君 まあオウム真理教は宗教団体で
ございまして、今までそういうふうな意味の破防
法の対象としてのいろいろな情報の収集なりなん
なりというのはほとんどなかったんじゃないか、
こういうふうな思いをしますし、それだけに大変この
問題は、何と申しますか、地道に徹底しておやり
いただくことではなからうか、このように思いま
す。

それから最後に、やはり最近の報道関係に關連
いたしまして、これは法務大臣でございしますが、
新聞の見出しによりますと、おとり捜査解禁検討
という見出しのもとで、おとり捜査や通信傍受、
情報提供者への刑事免責などの問題について衆議
院の委員会が議論が出たようでございます。

おとり捜査の問題につきましては、既に麻薬の
捜査において確立された手法というものがあ
るわけですから、さらにもまた先般、当委員会でも問題
になりましたコントロールドリバリイの、これは
麻薬関係の捜査の一つの手法として議論されたこ
とであります。そういうふうなことで法令に根
拠があるわけでございます。あるいは電話の傍受
にいたしまして、通信の傍受にいたしまして
も、これは勝手にできるわけじゃないのであ
って、厳格に裁判所の発する令状に基づいてなされ
ているというのが実態であるかと思つてござい
ます。あるいは情報提供者への刑事免責の問題、
これはもう先般来のロッキード事件等に関連いた
しましてアメリカとの関係で刑事免責の問題が行
われ、結局、最高裁ではこの情報提供者の刑事免
責の規定を採用しなくて、退けて、そして通
常の捜査による証拠で有罪、こういうふうな決定

した経緯があるわけでございます。

それだけに、今申し上げましたことは非常に慎
重に取り扱い、そしてそういうふうな過程で必要
があれば、法令上の根拠なりあるいは裁判所の発
する令状なり、そういうふうなものを厳格に適用
して捜査というものがなされるべきであると思
いますし、そういうふうなされていると思うので
ございますが、やもしますと、表現は悪いんです
が、世間の勇ましい議論が先行いたしまして、そ
して何か新しいところに足を踏み込むような印象
を与えないとも限らない。もし新しいところに足
を踏み込むとするならば、それは大変な議論し、
国会でも議論し、そしてなるほどこうだとい
うことで法令の改正なりその他の手続をとってから私
はやるべきだと思います。

そういうふうな点につきまして、報道では必ず
しも正確ではない面もあるわけでございますが
から、これにつきましても大臣のお考えをお伺い
いたしたいと思います。

○国務大臣(前田勲男君) 実は予算委員会が先般
申し上げましたのは、今日のいわば捜査において
ということではなくて、いわば将来の課題として
一つの方向をお答え申し上げたわけでございます
が、現在も法律上の根拠のもとにコントロール
ドリバリイ初め通信傍受等、法律の根拠のもと
に認められておるところは、その範囲の中で当然
あるべきでございます。

一般的に、実は申し上げましたのは、実は最近
の犯罪の中には大変高度化され、密行性、組織性
が非常に強いために現行の捜査方法では真相の解
明が非常に困難な事案が多くなつてまいりました。
そこで、いわゆる通信傍受あるいは刑事免責
などの捜査手法が真相解明のためには有効である
というふうな判断されるところもございします。し
かし、こうした捜査手法につきましては、適正手
続の保障の観点、すなわち憲法上の制約あるいは
国民の司法に対する信頼の確保の観点などから大
変検討すべき問題も多々ございします。
したがって、これらの捜査手法の導入につ

きましては、こうした問題点や我が国の法制度全
体に及ぼす影響などを踏まえながら、特定の事件
に限らず、犯罪情勢全般の変化の様相、捜査上困
難な実情等を冷静かつ総合的に分析した上で、こ
れにいかんにか的確に対処するかという観点から捜査
手続全体との関連の中で検討すべきと考えており
まして、冷静、かつ迅速は遅延しなければなら
ないと思つております。

一般論というか、今回のサリン等の事件ではな
くて刑事司法を全体的に見直す中で、その中の一
つの課題であらうと思つております。そうした中
には当然、まさに弁護権の拡充の問題等々もこれ
らと含めて、トータルバランスを考えていく中の
問題点の一つであらう、かように考えておりま
す。

特に、先般、予算委員会の御答弁は、この事件
の関連においてこの措置を検討するという趣旨で
実は申し上げたわけではないということをお願いし
たいと存じます。

○下稲葉耕吉君 わかりました。
それでは、刑法の問題について御質問いたした
いと思ひます。

午前中、参考人から意見を伺いました。なか
か貴重な意見を伺ったわけでございますが、その
中で感じましたことを申し上げたいと思つて
ますが、一つは、全体として、いろいろ意見はあ
るけれども、この改正には賛成だという御意見がほ
んどでございます。

ただ、そういうふうなことを前提としながらの
御意見の中に、この問題を基本的に取り扱う法制
審議会の中の刑事法に關連する委員の先生方の人
選につきまして、法律の、特に刑法の専門家ば
かり選ぶというのはいかがなものだろうかとい
う意見がございました。一般的な常識のある方
で、すとかあるいは女性の代表だとかいうふうな人
を選ばれて、法律の専門家だけの議論ではなくて
そういうふうな人を選んだらどうかと。
特に感じましたのは、言語学の先生からの御意
見でございます。なかなか一般的に日本の法令

というのは難しいということです。具体的な例を
引き出されまして、大変難しいと。だから、そう
いうふうなことからいいますと、やはり平易化平
易化ということで、平易化されまして前進にな
っているわけなんだけれども、やはりそういうふう
な形の先生たちをメンバーに加えてそして議論さ
れる、そして国民にわかりやすい表現で取り入れ
ていただく。えてして、法制局の審議にかけま
す、法制局の専門家、いよいよ原案はわかつて
いたのがわからないようになるような場合が多い
んですけれども、そういうふうなことはなく
て、せっかくここまで来ているんですからおやり
になったらどうかというふうな意見を私も
強く持ちました。

それにつきましては、やはり法務省の中ででき
る議論と、それから法律全般の横並びの議論もあ
ることだと思ひますので、私どもも努力いたした
いと思ひますが、ひとつ法務省の方もそういう
うな点に御配慮されまして、今後の法令の改正な
りなんなりに取り組んでいただいたらどうかとい
うな感じがいたします。

そこで、質問の前提をいたしまして、よくわ
かっていることでございますが、刑事局長にこの
改正の、表現の問題はともかくといたしまして、
中身の問題では尊属加重規定を抜いたということ
と、痛殴者の問題だろうと思ひます。

表現の問題は今申し上げましたことを私、意見
として申し上げまして、尊属殺等に関する問題に
ついて若干御質問いたしたいと思つてますが、わ
かり切つていないことではございしますが、ま
ず四十八年四月の最高裁の大法廷における判決の骨子
を、さわりのところだけで結構でございますが御
説明ください。

○政府委員(則定衛君) 昭和四十八年四月四日、
最高裁判所におきまして尊属殺人罪について違憲
判決がありました。その理由の骨子は、一般殺人
罪に比べて余りにも法定刑が重過ぎて憲法十四
条違反である、こういう趣旨でございました。つ
まり具体的には、尊属殺につきましては死刑また

は無期という法定しがなく、一般殺が死刑、無期及び短期三年以上の有期懲役、こういうこととの対比におきまして今の考え方が示されたものでございます。

○下稻葉耕吉君　御説明のとおりでございます。違憲の骨子は、刑法第二百条は立法目的において違憲ではないが、尊属殺の法定刑を死刑または無期懲役のみに限っている点において、普通殺人罪に関する刑法第百九十九条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取り扱いをするものであり、憲法十四条に違反するということです。

尊厳加重規定というのはほかに三つあって、尊属傷害致死につきましては、これは合憲であるという判決が確定いたしておるわけでございます。そういうようなことで、違憲だと言われているのは刑法第二百条だけでございまして、しかもその多数説がその量刑の問題になってるんじゃないか、こういうふうに思うわけでございます。

すが、今日まで二十二年たつております。その
辺、二十二年何でほったらかしていたんだという
ふうな意見もありだろうと思いますが、それは
むしろ政治の方の責任もあるようでございます
けれども、その辺について、従来の法務省の取
組んできました今日までの経緯について簡単に御
説明いたしたいと思います。

○政府委員(則定衛君) 先ほど触れました、昭和四十八年四月に刑法第二百条の規定が違憲であるという最高裁判所の最終的な判断を受けましたものですから、当時法務省といたしましては、この刑法二百条の取り扱いについて法制審議会に諮問をしたわけでございます。

ただ、当時、御案内のとおり、刑法の全面改正作業が行われておりまして、その過程で既に尊属殺人その他の尊属加重規定の取り扱いについても議論がなされておりました。その時点におきましては、既に尊属加重規定を全般的に削除するのが相当であるという方向で全面改正作業が行われていた経緯もございますので、事務局といたし

ましては、その最高裁違憲判決を受けまして、その時点で尊属加重規定を全般的に削除する案で諮問をさせていただきまして、刑法全面改正の答申に先立ちまして法制審議会からその部分についての答申を受けまして、これは諮問どおり全面的に削除するのが相当であるという答申を受けまして、直ちに立法作業に移らせていただいたわけでございます。

事務當局といたしましては、法制局との協議も重ね、成案を得ました段階で、当時の与党であります自民党等との意見調整に入つたわけでございますが、残念ながら与党との意見調整が合意に達しませんが、時の政治情勢から申しまして法案を提出するに至らなかつたわけでございます。

ただその後、当時の野党でありました社会党を中心としたしまして、公明党、民社党等々から、この私ども法務当局が考えました案と同様の、尊属加重規定一律削除の刑法の一部を改正する法律案が昭和十五年ころまでに三回にわたりました議員提案という形で提出されたわけでございます。私ども事務当局といたしましては、その動きを見守っておったわけでございますが、いずれもその累次の議員立法につきましては成立するに至りませう、国会の解散等によりまして廃案になつていった状況が続いたわけでございます。

ところで、今回、この刑法典の現代用語化を図りますためには、この刑法二百条をそのままの形で書き直すということは、最高裁判所の違憲判決を受けました政府当局としての立場といたしましてはとり得るべき立場ではないという判断のもとで、どういたすか種々勘案いたしましたわけでございます。その結果、先ほど申しましたように、法制

審議会で過去二回にわたり既にこの全面削除についての答申を得ているということ、それから、その後の二十二年間にわたります裁判の実務の結果の考察によりまして、重かるべきは重く軽かるべきは軽くという、まさに事案に即した量刑が一般の殺人罪の規定の法定刑の枠内で行われているというようなこともございまして、今回この平易化

を図りますに際しましては、この尊属加重規定一般につきまして削除して国会の審議をお願いするものが相当である、こういう結論に達したものでございますので、今回このような形で御審議いただいているわけでございます。

○下種葉親吉君　今、刑事局長から経緯を御説明
 いただいたわけでございますが、自民党といたしましても、今の経緯の中にございましたように、いろいろな意見がございます。今日もあることと、は事実でございます。しかし、いろいろ党内で議論いたしましたして、政府案としてお出しなされることについて党としては賛成いたしているわけでございますが、その辺の議論の中でございましたこととを踏まえまして、こういうふうな意見もあるんだが大臣のお考えはどうだろうかという立場でお伺いいたしてみたいと思うのでございます。

民事局長御出席でございますけれども、今、民法の身分法の改正の問題が進んでいるように承っております。いろいろな問題がございますが、その中でやはり夫婦別姓の問題が一つの大きな問題になっておるわけでございまして、今三つの案について広く意見を聞いている最中、あるいはもうぼつぼつまとまったのかどうか知りませんけれども、そういうふうな段階だろうと思ふのでございます。

結局、夫婦別姓の考え方が突き進みますと、従来の日本の家族制度といえますか、家父長制度、そういうふうなものがなくなるといふ方向だろうと思うんです。それから、そういうふうなことに関連いたしまして、嫡出子とそうでない人との遺産相続の問題等も平等になる。そういうふうな流れだろうと思います。

そうしますと、例えばお墓なんかの場合も、今、大体日本のお墓は何々家の墓と、家の墓なんですね。そこへ何代か御先祖のお骨が入っているわけですが、今度は夫婦別姓になりますと、その辺のところがどういうことになるのかわかりませんけれども、そういうふうな方向で民法、特に身分法の改正というものが進みつつあ

る。

片や、今問題になっている刑法の問題がございまして、これにつきまして尊属加重刑というふうなものが四つ全廃になるといふうなことでございいます。

なるほど、その判例を検討いたしてみますと、特にこの四十八年四月の最高裁の大法廷の判決の前提になった事案というのは、これはもうとてむじやないが話にならないような、親として自分の娘と姦淫して子供まで産ませて、そしてその女性をやつと何とか正規に結婚しようと思つたら、それに今度おやじがまた反対していろいろな行為に及んだということで、耐えられなくて尊属殺を犯したというふうな、本当に人道にあるまじき行為によつて尊属殺という事件を起こしている。それが死刑または無期といったら、だれでもこれはひどいじゃないかということだろうと思いますし、そういうふうなことで最高裁の大法廷の判決も憲法違反ということで処理して、結局結論は執行猶予のつくような形で処断された。死刑、無期ですと、もちろんそれは執行猶予なりなんなりとすることはできないわけでございますから、というふうなことでこれは大變理由があると、こういうふうに思ふんです。

やはり日本は、親をあるいは先祖を敬うというのは、これは特に日本だけのことじゃなくてもううう世界共通だろうと思いますが、やはり一つの美風だろうと思うんですね。そして、そういうふうなものに対して犯罪を犯した人に対して、一般の殺人よりも重い刑を適用するというふうなことは、これはやはり当然考えていいことだし、また裁判所も当然お考えになるんじゃないだろうかと、こういうふう思うんですね。

それが今度は、尊属殺がなくなっちゃって普通の殺人だけになる。運用としては、殺人罪の枠の中で量刑を重くしたり何だかんだしておやりになっているんでしょう。だから、それでいいじゃないかという議論がある。しかし、もう一つの立場から考えますと、一つのそれは形じゃないか、

と、形じゃないかと。やはり、先祖だとか両親だとかを敬うということは当然のことであって、その一つの形として法律的にそういうふうなものが担保されているんだという考え方もあるだろうと思うんですね。それが今度なくなっちゃうわけですよ。それは尊属殺にかかわらず、尊属加重の四つの条文というのはなくなるわけですから。ですから、民法は今そういうような形で夫婦別姓になりなんなりに進んでいる。これは世界の流れかもしれないですね。刑法も今、そういうふうな流れかもしれないですね。

それで、法務省というのはもともとかたいところのはずなんだと。ところが、やっぱり最近の法務省というのは世の中を先取りするようなところまで進んでいるんじゃないだろうかということから、党内で危惧して議論したこともあるんです。ですから、そういうふうな意見を代表して私はきょう、私自身がどうこうということじゃございません、法務省としての御見解を承りたいと、このように思います。

○国務大臣(前田勲男) 大変難しい御質問をいただいておりますが、法務省として時代を先取りしていただけないかという、最後、御指摘もございまして、法務省としては国民の一人一人の権利がいかにあるべきか、これはその基本としてまず考えておることでございます。そうした基盤の中からもこうした今回の改正等も提案されておると、かように思っております。

まず、日本伝統の美風でございますが、あるいは家の家族とのきずな、価値観、こうしたものが今回の法改正あるいは婚姻制度の見直し等で何らか考へ方の変化があったのか等々のお尋ねでございますが、尊属につきましては、尊属に対する、親を尊重し報恩するという社会生活上の基本的道義というのは私は変わっていない、かように理解をいたしておりますし、これはむしろ法律以前の人類共通のまさに普遍的道徳であろうと思っております。

そこで、尊属と卑属、ただ、私個人で申し上げますと、「卑属」という言葉もいささかちょっと時代離れておるなという感じがいたしておりますけれども、尊属と卑属とが自然的情愛と親密の情によって結ばれて、まさに親が子を慈しみ、子が親を尊重することは、まさに個人の尊厳と人格価値の平等の原理の上に立ちまして、まづもってこれは個人の自覚に基づき自発的に遵守されるべきである普遍的な道徳と申しますか倫理であろうと思っております。

そうした意味から、この尊属加重規定を削除することにつきましては、決して尊属である親をないがしろにするというものではない。むしろ新しい時代というか、今日の家族間の自然的情愛、こうしたもののもとに親族間の犯罪という悲しむべき事柄に對しまして、その事案の実情に即して、また家族間の自然的な情愛、普遍的倫理を破壊した行為の内容に応じて裁判官の裁量によって科刑が行われる、かように考えておるところでございます。

また、家族というものの中で、まさに夫婦別姓の問題でございますが、家族というものは、やはりこれまで時代が築いてきた美風と同様に、その中で親子を中心とする家族というものが共同体であり、夫婦が協力して安定した生活を営んで次世代を担う子供を健全に育成する基盤でありまして、まさに我が国の社会の基本単位として今後も極めて重要な役割を果たしていくという認識のもとに、夫婦別姓も検討されているところであろうと思っております。

そこで、その選択的夫婦別姓でございますが、こうした基本的な考えに立ちまして、婚姻前に既に社会において活動されておった人が、婚姻後もなお氏を改めることなくその活動を継続したいという要請が、特に女性の社会的な進出、また男女平等観等によりまして、その活動を継続したいという要請が次第に高まっておる状況下でございます。こうした中で、現行制度のように夫婦が必ずし

も一律に同じ氏を称することを義務づけるのではなくて、希望があるのであれば、夫婦がそれぞれ別の氏を称しながら今申し上げたような家族の理想というものを達成していく生き方も選択的容認すべきかどうか、こういう観点から検討を行っておるというところでございます。

法制審民法部会におきましては、本年度中に結論を得べく検討をいたしておるところでございますが、この問題は将来の我が国の家族のあり方の重要な問題でございますので、今後とも十分な検討をされるものと、かように考えておるところでございます。

○下稲葉耕吉君 自民党の中でいろいろ議論しました際のやはり一番問題になったのは、今御質問いたしたところでございますので、そういうふうな議論を経る意味で、ちょっと嫌らしかったかもしれないけれども御質問いたした次第でございます。

そこで、刑事局長でも審議官でも結構でございますが、世界各國の尊属殺等に関する立法例、どういうふうな国々がどうあって、そして最近の傾向はどういうふうなものかというふうなことを御説明いただきたいと思います。

ン、ポルトガル、ブルガリア、アルゼンチン、こういう国があるわけでございます。この中でフランスにつきましては、午前中の参考人からの御紹介もありましたけれども、十五歳未満の年少者については別途やはり尊属と同じような加重規定が設けられているという状況でございます。

それから、尊属加重規定についての最近の立法の動向でございますが、外国におきましては、一つはドイツでございますが、これは第二次世界大戦前は尊属殺及び尊属傷害についての加重規定はございましたが、一九四一年に尊属殺人規定が、それから一九九四年に尊属傷害規定がそれぞれ廃止されております。また、フィンランドにおきましては、一九六九年に尊属殺人の規定それから配偶者殺人の加重規定が廃止され、オーストリアにおきましては一九七四年に尊属殺人の規定を含む近親殺の加重規定が廃止されたというふうに承知しております。

○下稲葉耕吉君 いろいろ国を並べて御説明いただいたわけでございますが、例えば宗教的な配慮で認めないとか認めるのか、あるいは昔は大陸法系、英米法系、いろいろ言っておりますけれども、何かそういうふうな類型はございませうか。

○政府委員(古田佑紀君) 私どもの承知しております限りでは、基本的にはローマ法の系統を引く大陸法系の国で尊属の加重規定が設けられているというふうに承知しております。その典型が先ほど申し上げましたフランスでございます。それに對しまして、英米法系の国は歴史的に特に尊属加重規定というふうなものが設けられたということはないように承知しております。

○下稲葉耕吉君 そうすると、ローマ法系からだんだん英米法系に日本も移り変わっていくということでしょうかね。わかりました。

そこで、ぼつぼつもう最後の質問にいたしたいと思っておりますが、法務省は最近の阪神大震災の問題に對応されまして、緊急立法を三つでございしたか、速やかに制定されました。あるいは

は立法までいかなくてもその他政令以下で対応できるような処置もある速やかにおとりいただいたわけでございます。現地のいろいろな問題が具体的に、特に民事関係、権利関係、いろいろ出てきていくわけでございます。いろいろな法務省関連の団体の方々の御協力を得ながら大変御苦勞なされておられる、心から感謝申し上げます。

そういうようなことに関連いたしまして、人的な問題もあることながら、あるいは予算上の措置なりなんなり多々出てくるだろうと思います。報道等によりますれば、来月中旬には補正予算を組んで何とか対処したい、閣議決定を十五日の日にやりたいというふうな方向で進んでいるようでございまして、そういうふうな問題についての現在の法務省の対応状況、お話しただけで結構でございますので、お願いいたしたいと思っております。

○政府委員(原田明夫君) ただいま御指摘いただきましたように、阪神・淡路大震災関係につきまして立法的な手段、法務省のできる範囲のことで緊急にさまざまな観点から検討した上でお願いしてまいりました。その結果、一番基本的になりまして個々人の法的な権利と申しますか、土地その他に關します権利について法的にそしてある面では観念的には保全された、また法務省のさまざまな機関におきましてそのための措置ができるようにはなつたのでございますが、今後はまさにあの被害を受けた地域につきまして、公共の立場からさまざまな防災都市をつくるために措置がとられていくことだろうと思っております。

そのためには、国レベルにおける政府はもとより、関係地方公共団体、そして何よりも現地の生活をなさっている方々、そこで生産活動をなさっている方々、さまざまなその他の社会的活動をなさっている方々との十分な協議と意思疎通を図つた上で、これから何年にもわたる苦しい復興計画が立てられてそれが実行されていくものと考えております。

その中で、法務省といたしましても、登記の問題、また区画整理の問題その他等々、いわば私権の保全と公共の目的のための調整に關しまして、今後とも全力を挙げて弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会その他の関連の専門家の方々の御協力を得られるようにしながら対処してまいりたいと思っております。また国政レベルにおきましても関係省庁との連絡をこれからますます緊密にしていまいりまして、必要な施策を講じていただけるように努力してまいりたい。まさに一応の地図はでき上がりましたが、これを実施していくことがこれからの最大の課題と、その道は大変厳しいものがあるというふうなことを考えております。

その中で、法務省の必要な人員、関係部局の必要な人員、また予算措置につきましてもよく検討いたしながら、また民間の方々、関係諸団体の御意向をよくお聞きしながら万全の措置を講じてまいりたいというふうなことを考えておりますので、従来からこの問題につきまして非常に広い観点から御審議、また御心配いただいております当委員会の諸先生方の今後ともの一層の御理解と御支援をお願いしたいと考えております。

○国務大臣(前田勲男君) ただいま官房長が申し上げましたのに加えて、多少宣伝臭くなりますが、今月の十九日と二十日の日に、大阪の弁護士会館それから京都市内におきまして関連法案の復興本部としての全体の説明会をいたしました。法務省ができる限りお手伝いを申し上げて、建設省にもおいでいただき、かつまた税法関係では大蔵、自治省から御参加をいただいて、大阪、神戸におきまして弁護士会あるいは司法書士会、土地家屋調査士、不動産鑑定士、関係の御専門の皆様にお集まりいただいて、一日で法改正がおわかりいただける説明会もいたしたところでございます。

○下稲葉耕吉君 十九、二十日、大臣みずから出向きいただいている重要な会議を持たれたそうでございます。御苦勞さまでと申し上げま

す。最後に、刑法の改正はこういうふうな形で今進みつつあるわけでございますが、法務省はまだたくさん大変難解な表現の法律をお持ちでございます。片仮名の法律もたくさんお持ちでございます。どうかそういうふうな問題につきましても、国民にわかりやすい親しみのある法体系というのが大切でございますし、特に私は、法務省関係の法案については、国民の利害あるいは権利関係に直接関係いたしますだけに大切だと思います。どうかそういうふうな点につきまして格段の御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○北村哲男君 社会党の北村でございます。

法務大臣、私も今、刑法改正の作業に入っておりますけれども、言うまでもなく刑法というのはその根幹は罪刑法定主義でありまして、そしてもう一つは、刑事訴訟法の骨、中心は法の適正手続、すなわち講学上デュープロセスと言います。これは憲法上の大原則でありまして、これは国家権力、具体的には警察、検察権力に対して厳しく要求される大原則であると思っております。

ところで、先ほど下稲葉委員も言われましたように、先日四月二十日の国会審議において大臣は、通信傍受、おとり捜査、刑事免責などは、このような事案、すなわち現在のサリン事件に有効と理解しているというふうな言われたという報道がなされております。先ほどの釈明をされました。ですから、それはもう繰り返しの言ひになりますけれども、そういう報道がなされたというところについて私は大臣に反省を求めたいと思っております。というのは、いや全然間違いないならば、またそれは報道に対してされればいいんですけれども、そういうふうな受け取られかねないという発言をされていると私は思っています。

確かに今政府は、言葉は悪いですがけれども、ああいふ政府に対するすこい攻撃に対してはヒステリー状態というんですか、いろんな大臣が、やれもう内乱罪とかやれ騒擾罪とか、徹底的にやれと。総理大臣までが別件逮捕というのをばつと口にしゃべったり、際どいとか、そういうことを

言われる。その中で、法務大臣までがそういうふうにとられかねない言葉をされるというのは私は非常に心外であります。

法務大臣というのは、建制順というか、よく大臣の名前が出ますね。そうすると、総理大臣、次は副総理、次は法務大臣です。なぜそこにあるかといったら、やっぱりだれがたがた言おうと、だれがどう言おうと、法務大臣はしっかり国の根幹を押さえる立場にいらっしゃるということ、その立場を守らなくちゃならないと思うんですよ。その点において、僕は非常にあの言葉を見まして、まずいなというふうな感じを受けたんです。

そして、確かにまた、これは極端かもしれませんが、村井さんが亡くなりましたね、殺されましたね。マスコミがあつたということを彼らは言っています。しかし、国まで同じような形であつて、じゃ悪いやつなら勝手にやつたていいんだというのを、そういうことを国だってやっていると、そういう怖さがあるという点において、法務大臣はだれが何と言おうとがちゃんと押さえておくという立場を守っていただきたいと思うのが私の考えであります。大臣、いかがでありますか。

○国務大臣(前田勲男君) 二十日の予算委員会の答弁の中で、私の答弁について、報道とは若干私のもニュアンスが違つておるような気がいたしますが、御指摘の点は常々私も、民主主義国家としてまさに法が適正手続の保障の観点のもとに守られ、国が維持されていることは、国家の一番大きな基幹であるというふうな常々肝に銘じて取り組んで職務を遂行いたしておりますのでござい

す。中身を申し上げれば、先ほど下稲葉委員に申し上げた、一般的な考え方として、この事件との関連においてこうした捜査手法の措置を検討するという意味で申し上げたわけではないということを御理解賜りたいと存じます。

○北村哲男君 確におっしゃる意味はわかりません、お立場もわからないではありませんけれども、冷静にいたしますか、たしか前の法務大臣であられた後藤田さんの方がむしろたしなめられたということもありますが、あの立場はむしろ現法務大臣がおやりになる立場だと私は思いますので、ぜひその辺も冷静に対処されて、またこの大変な事件でありますけれども、ますますそういう冷静なことが要求されると思っております。

ところで、刑法改正の問題に移ります。

まず最初に、今回は刑法の本当に平易化とか、文章の平易化の問題なんですけれども、それと二つの内容の変更がありますけれども、刑法の實質的な内容の現代化という作業はこれとまったくではないかという考え、日弁連もこの平易化について、従来の全面改正について終止符を打つんだという一つの流れもあったような感じなんですけれども、刑法の内容的な現代化の問題はどういうふうな形になっておるのか、あるいは将来的な作業の問題はどうなっているのかについて御説明いただきたいと思っております。

○國務大臣(前田勲男君) 今回の改正は、御指摘のとおり、表現、用語の平易化でございます、実はこの刑法の今後の改正についてということでございますと、私は、平易化され、まだ私も素人の立場から申し上げればなかなか難解な表現方法でもございまして、そうした中で、今後時代の変化の中でやはり国民が望まれる、また大方の合意が行われる形でいずれ改正が行われることが望ましいと思っております。

そうした中で、今回の改正というものを位置づけるものとするれば、まさに今後の刑法改正の基盤整備作業として今回の改正は大きな意味を持つものと、かように考えておるところでございまして。

○北村哲男君 少し細かくなりますけれども、各論について、各論といいますが、個々のことについて疑義があるというか、立法の経過、改正の経緯をやっぱり聞いておきたいと思う点について

て幾つかこれから聞いていきたいと思っております、御説明をいただきたいと思っております。条文順に聞いていきますので、よろしく願います。

まず、九条の「刑の種類」の中に「禁錮」という刑罰があります。この「禁錮」の「錮」がかねへんの「錮」というのは非常に難しい字ではないか、単に「固」だけでいいんじゃないかということとをずっと一方では言われておりますけれども、なぜこういう難しい字にしたのかという説明を簡単にお願いいたします。

○政府委員(古田佑紀君) 「禁錮」の「錮」につきましては、御指摘のとおり、かねへんのない「固める」というのが新聞等で使われていて、これを使ったらどうかという議論も確かに法制審議会の中でもございました。

ただ、かねへんの「錮」というのは、やはり漢字の本来の意味からして使われている言葉で、「固める」というのはいわば一種の当て字ということで、そういうふうなものを刑法で使うのはいかかかと、こういう意見もかなり有力にあったわけでございます。

それと、「禁錮」というのはいわば一種の刑の固有な名詞みたいなものでございまして、刑事法の大変基礎的な部分を構成しております上、ほかの法令の罰則あるいは欠格事由の規定などにつきましても多数このかねへんの「錮」が使用されているわけでございます。

したがって、法令用語として既に定着しているというふうな事情もございまして、これを「固める」に改めるといことは、ほかの法令中の数頁に及ぶ規定も改正する必要がある、刑の内容に変更があったというふうな印象も与えかねないというふうな問題もあったことから、今回は現行法と同様に「禁錮」、かねへんの「錮」を使うということにいたしましたわけでございます。

○北村哲男君 一つ一つ反論しているところがありまじいけれども、刑法として既に定着した言葉といえはこれ全部そうすよね、何十年も定着しているわけですから、難しい字が、それを愛えよ

うというんですから、その辺の発想は少し、全部にかかわるわけでも、既に非常に難しい言葉でも定着しちゃって、私もだっただらもうその方が、よっぽど昔の方がわかりやすいというのはあると思っております、それをあえて今回変えようというのが改正作業ではないかと思っております。

次に、これは内容の問題なんです、二十四条に「刑期が終了した場合における釈放は、その終了の日の翌日に行う」という内容がありますけれども、これは刑期が終了した翌日だと一日か何日か自由が奪われるという意味では人権にかかわる問題ではないかという指摘もあると思うんですが、だから終わったらそのときにやったらどうかというふうな考えがあると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(前田勲男君) ただいまの御指摘の問題は実は法制審議会でも議論があったところでございまして、釈放の日を満期の日ですべきであるというところになるわけでございますけれども、結論的に申しますと、現行の規定により運用を維持するといましようか、満期日の翌朝という、釈放の時期ということになるわけでございます。

その一つの理由といたしまして、実質的には、刑期の始期といましようか、収容いたしますときに必ずしも午前零時に収容するわけではございませんで、場合によりまして午後から夕方にかけてということもあるわけでございます。また、裁判所におきましてもそういう前提のもとで刑期を宣告されているということもございまして、仮にこれを満期の当日の夜、深夜にということに釈放の時期を定めると、何といましようか、夜中に釈放される人たちのその後のケアという問題あるいは職員の配置の問題といった点について種々問題が生じ得るということもございまして。

また、この釈放の時期を満期の日ということにいたしますと、関係法令を幾つか改正に向けて検討する必要もあるということでございますので、今回は基本的に中身を愛えずに表現の平易化ということでございますので、実質的な理由も先ほど

申しましたようなこともございましたので、これまでどおりということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○北村哲男君 次に、これも言葉の問題ですが、すべて言葉の問題にはなるんですけれども、二十八条ですね、「仮出獄」という言葉がございまして、これは午前中も、問題で、何か地獄から出てきたような感じだという議論がありましたけれども、「仮釈放」と普通言っていますよね。ですから、それぐらいの方がよっぽどわかりやすいような気がするんですけれども、やはり監獄法等何かの関係で「出獄」というふうに使われたのかもわかりませんが、その辺はこっちの方が率先して早く変えるという気持ちというか、そういう議論はなかったんでしょうか。

○政府委員(古田佑紀君) この「仮出獄」という言葉の前に、そもそも「監獄」という言葉があるわけでございます、今は「監獄」という言葉は大変もう古い、しかも暗いイメージになっていて、これを変えるべきではないかという御議論といたしまして、これはかなり強くあったわけでございます。

「仮出獄」の「獄」もやはり「監獄」の「獄」からきているわけで、ここをどう両方扱うかということについていろいろ検討したわけでございますが、「監獄」という言葉を変えようとしたとしますと、監獄法の中で「監獄」ということを簡単に今言っている言葉、のほかに、「監」あるいは「獄」というのをそれぞれ別々に使っているという部分もたくさんあるわけです。そういうふうな点から、実はこれを変えるということになりますと大変技術的には難しいことになるわけでございます。その一方で監獄法の改正作業が進んでおります、その中で刑法も含めまして全部整理をする、これは関係法令が相当多数になるわけですが、そういうところから、むしろそちらの作業が既に先行しておることもありましてそちらにゆだねる方が適当だという判断になったわけなんです。

そういうような並びから、結局、「仮出獄」という言葉もそのまま維持するというところになった

わけですが、ここで「仮釈放」という言葉が非常に使にくい理由が一つござります。と申しますのは、「仮釈放」というのは、更生保護関係の法律の中で、刑法の「仮出獄」のほかに「仮出場」、あるいは少年院の「仮退院」、こういうふうなものを全部ひくる概念として使われているわけで、刑法の方で「仮釈放」という言葉を使っていますと、そういう上位概念として使われている更生保護関係の法律との関係が大変わかりにくくなって、ここの整理というのが相当いろいろ難しい問題がある。そういうことから、「監獄」という言葉を将来的に直していくその過程の中でこの問題も扱うことが適当だというふうな結論に達したわけでござります。

○北村哲男君 これは監獄法は確かに改正の対象になっていきますけれども、そうすると監獄法を改めるときにはこの条文も変えるという御趣旨なんですか。そういうふうには、後に回したということですか。じゃないとシソーゲームみたいに、今度これが直っていないと監獄法を直したときにまたこれが残る、そういうふうになりませんか。そうじゃないんですか。

○政府委員(古田佑紀君) ただいまお尋ねのとおりであります。実は監獄法の改正法案であります刑事施設法につきましては、刑事施設法の施行法で「監獄」という言葉を使っているすべての法令を全部直すことになっております。したがって、今度改正していただく刑法で「監獄」という言葉が使われていても改まるということになるわけです。

○北村哲男君 さらに細かい問題になるかもしれませんが、三十一條に「免除を得る」という、ちょっと耳慣れない言葉で改正をしておられます。現状は「免除ヲ得」ということになってますね。これは要するに免除されるということだと思ふんですけれども、そうであればどうして「免除を得る。」なんて言わないで「免除をされる」というふうに書かないのかという問題と、それから

八十條とか九十三條になりますと、これは「免除ス」という言葉があるんですね、八十條、九十三條、「免除する」。これは、「免除ス」と現行法があるのについては「免除する」というふうな現代用語化しておられます。それなら同じように「ス」と「得」が違ふなら「免除される」と「得る」というふうなことにされた理由はどういうことになるんでしょうか。

○政府委員(古田佑紀君) この三十一條の趣旨は、時効が完成いたしました場合には、時効によって法律上当然に執行の免除という効果が発生するということの意味するわけでござります。「免除される」というふうな表現も検討したわけでござりますが、そのように書きますと何か、例えば国の裁判所なら裁判所の免除するという行為があつて初めて免除されるというふうなニュアンスが強くなるということから、法律上の当然の効果というところをあらわすためには「免除を得る」という忠実な翻訳の方がよろしいというふうに判断したわけでござります。

それから、ただいま御指摘の、ほかの八十條等の「免除ス」でござりますが、これは裁判所が免除する、国が免除するという、裁判所の行為として免除ということをするんだという意味で、刑法はそういう点を現行法は使い分けているというふうな考えられるわけでござります。

○北村哲男君 もう一つこの問題で、三十六條の「正当防衛」の問題ですか、過剰防衛ですか、その二項に、程度を超えた行為はその刑を「免除スルコトヲ得」とありますね、それとの関係も御説明をお願いします。それと「免除ス」というところですね。

○政府委員(古田佑紀君) 「免除ス」というのは、必ず免除しなければならぬ、いわゆる必要の免除と呼ばれる場合に使う言葉でござります。「免除スルコトヲ得」となっておりますのは、裁判所の判断によって場合には免除をするということができるといふ、そういう裁量をあらわす言葉

として使われているということでございます。

○北村哲男君 今の点は結構です。

さて次に、五十六條に行きます。これは「累犯」の規定ですが、「累犯」という言葉も大変難しい言葉だと思ひますが、五十六條には「再犯」と出ておまして、単に「再犯」でいいのではないかと。恐らく、再犯というのは二回目であつて三犯以上があるから累犯だとおっしゃるのかもしれませんが、条文としては一條、一部分、五十九條があるだけです。これは、しかも「三犯以上の累犯」と書いてありますけれども、単にこれは「三犯以上」というふうに「三犯以上の刑」ぐらいで十分だと思ふんですけれども、「累犯」というのはやはり特別に必要な言葉として残しておくべき言葉でしょうか。

○政府委員(古田佑紀君) ここを「累犯」という言葉を残したのは、ただいま委員御指摘のとおり、刑法が「再犯」というのは二回という、再びというのは二回という、もともとそういう意味で、「再犯」という言葉を使っている。そういうことから章名としては、何回も犯罪を重ねた者というところを一般的にあらわすためには「再犯」では十分なので、「累犯」とするとして現行刑法の趣旨というのをやはり生かすことが相当だと考えたということでございます。

○北村哲男君 何か条文解説のような感じで恐縮ですが、おもしろくないと思ひますけれども、しかし一応経過は聞いておきたいという感じがござります。いろいろとはほかの意見もあると思ひますので。

次に、六十二條に「補助」という、これも難しい言葉が使つてあります。これをなぜ「從犯」というふうな見出しではないのか。補助犯という、あるいはしかも「補助」という言葉がその中に「正犯を補助した者は」というふうなありまが、これは「補助」、「正犯を補助した者」というふうな形の平易な言い方ではなせないかというふうか。

それからもう一つ、從犯で補助犯以外のものは何か、どういふものがあるんですか。

○政府委員(古田佑紀君) まず、見出しの点についてのお尋ねからお答えいたしますと、六十一條の見出しが「教唆」ということになっていて、「教唆」と「補助」という概念というのは対比していますか、一種のパラレルによく使われる概念で、同じ行為を見出しに書いておいた方がわかりやすいであろう、そういう判断から「補助」という見出しをつけたわけでござります。

「從犯」という言葉も、もちろん法律用語としてあるわけですが、「補助」というと助けるという言葉が入つていて、何かアシストするといふ感じがする。ニュアンスがわかりやすいのに対して、「從犯」というのは若干わかりにくい面もある。見出しとしてはやはり助けるという言葉が入っているものを使つた方が適当ではないかという判断もあつたわけでござります。

それから、「補助」という言葉につきまして、これを「補助」と置きかえてはいかかかと、こういうお尋ねでござりますが、確かにそういう意見もござりました。しかしながら、補助と申しますのは、言語的には足りないところを補つて助けるというふうな意味でありまして、特段、犯罪を實行する上で足りなくはないんですけれども、いわば手助けをする場合というのがあつたわけでござります。それはどんなことかと申しますと、例えば、既にもう殺人なら殺人という罪を犯すという意思を固めている者に対して、それをあおり立ててさらに支援するようなそういうような形態、こういうのは「補助」という言葉ではちょっと読みにくいというふうな問題もあるわけでござります。

「共犯」の範囲につきましては、実は学説的にもいろいろ見解が分かれていて、あるいはニュアンスが違ふ問題でもありまして、そういうふうないろいろな微妙な問題を含む部分につきましては、やはり今回の改正作業の趣旨からして、現行法の言葉を用いるということが適当であらうというふう

か、どういふものがあるんですか。

ただどういふ場合にこの六十五條の適用を受けるような何といふますか、関与になるのかといふことについては、先ほど申し上げましたとおり、「共犯」についてのいろんな学説等の問題もございまして、例えば「加担」ということにいたしますと、具体的に何かの行為をもつてその犯罪行為自体に直接かわらなければならぬといふふうなニュアンスに読まれる可能性もある。そういうことからこゝも、古い言葉だということとは私どもとしても重々承知はしていたわけでございますが、種々、「共犯」についてのいろんな考え方の議論に影響を与えないためには、やっぱりこれ

御指摘の問題点というのは、衰れむべき点というのとはどこに消えたかと、こういうことになろうかかと思うわけでございますけれども、これにつきましては、現在、委員の今のお言葉の中にもありましたように、情状を酌量するとかそういうふうな言葉は、内容的に情状において同情すべきものがあったらその点を酌むという言葉としてはばばう定着して用いられているものと考えていいので

「僧窃」という言葉の意味としては、これは一般的な理解として、日本国の領土の全部または一部に対する日本の主権を事実上排除して、ほしいままに統治権力を行使するというふうに理解されているわけです。それで、「僧」というのが恐らくいわば勝手にとかそういう意味になり、「窃」というのがいわばかすめ取るとか、そういう言葉を合体させて今言ったような言葉として理解されているわけでございまして、もちろん勝手に統治権力を行使するためには占拠状態がないとこれはできないということにはなるわけですが。

今申し上げましたような一般的な理解に立って

ただ、現在は、個々のこれまで違法な行為というところで捜査当局が捜査しておる、いわば何といましようか、各種の事象についての捜査が行われているわけでございまして、将来的にどういう罰則をもってその他の局面でオウム真理教にかかわります行為をとらえるのか。これは捜査の進展によりまして集められました証拠に基づいて、その固めた事実を前提に議論すべき問題であるうと、こう思っておるわけでございまして、現時点

におきましてその可否といましようか、これらを議論するといふのはいかなものかといふふうを考へておるわけでございませう。

○北村哲男君 議論するのはいかがかつて、私、犯罪というのは、やはり前提としてこういう犯罪があるから捜査を進めるといふのも一つの法則だと思ふんです。今おっしゃったのは、逆に、合致した結果こういう犯罪の構成があることもあると、だから今論ずるのはいかがかといふと、そうすると、政府・与党の代表者会議なんかで内乱罪の適用をすべきではないかといふのは適当でないといふことになるわけですか。そういう意味のお言葉なんですか。

○政府委員(則定衛君) 政府・与党連絡会議等を取りざたされているということが報道機関を通じて私も承知しておるわけでございませうけれども、私どもの、法務当局といましようか、政府のそういう立場にある者といましては、先ほど申しましたような、証拠によって事実が認められる、その固まってきた事実を前提に適用法条といふものは本来的に議論すべきではないだろうかといふふうに考へているわけでございまして、初めに適用罰則ありきということではないのではないうか、私どものとるべき立場としては、そういうことを申し上げたわけでございませう。

○北村哲男君 お立場はよくわかります。おっしゃることはわかります。それで、一つだけ、関心の的だと思ふんですけれども、サリンの配布行為とかあるいはまた言われている細菌の配布行為というのが内乱罪における、内乱罪の要件としては「暴動をした者は」といふ、古典的な内乱罪です。要するにわあつと騒いで武力を集団で行使するようなことを想定しているんですけれども、ああいうひそやかな行為は「暴動」といふ概念に当たらないですか。

○政府委員(則定衛君) お尋ねのような態様でのサリンの配布といましようか発散行為が内乱罪に言う「暴動」に当たるかどうか。これは何といましようか、やはりその具体的な状況の中でどのように法的に評価するかということになるうと思ひますが、そういう意味で断定的に何とも申し上げられないわけでございませうけれども、一般的に申し上げますと、刑法七十七條の「暴動」には、多衆人が結集して暴行、脅迫を行うといふふうに解されておりました。その結果、その地方の平穩を害する程度になったことを要するといふこととございませうが、いわゆる暴行、脅迫といふものが一般ではなからうかといふことでございませう。○北村哲男君 サリンは兵器とか武器とか言われているわけですから大変なことだと思ひますが、まあそれぐらいにします。

次に、またちょっと卑近な話になりまして、九十二條に「汚穢」といふ言葉がございませう。九十二條の「汚穢」と「汚損」と現代化し、九十二條といふのはこれは外国の国旗その他、これを「汚損」として、今度は百四十二條にも同じ言葉があるんですが、ここでは「人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢」といふものを「汚染」といふふうに、二つに分けておられます。この「汚穢」といふ言葉の九十二條の方には、「国章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者ハ」として「損壞」といふ言葉が既にあります。しかし、「汚損」といふのは汚し損なう、壊すといふ意味で現代化されたと思ふんですけれども、むしろこれは百四十二條と同じように「汚染」と共通した方が法文の体裁といふか序列からいって正しいんではないかと思ふんですけれども、なぜ「汚損」と「汚染」といふふうに区別されたのか。

○政府委員(古田佑紀君) かなり日本語の語感にかかわるような話になるわけでございませうけれども、国章等の損壞につきましては、これは国旗とかそれから国章といふような場合、一種の器物でございまして、器物について「汚染する」といふ言葉といふのはどうも余り使われず、むしろそういう場合には汚して損害を与えるといふふうな意味で「汚損」といふ言葉を使うのが適當ではないかろうかと考へたわけです。

一方、浄水の方につきましては、これは水とか空気とかそういう形の無いもの、これにつきましては普通「汚染」といふ言葉を当てはめるといふことであらうといふことから、そちらの方は「汚染」とした。要するに、形のあるものか形の無いものかといふところの組み合わせの問題でございませう。

○北村哲男君 確かに、これはもうそのときの見解の相違みたいなこともあると思ひますけれども、そうですね、まあ結構です。

次に、九十三條は抜かしまして、九十四條、これは問題の法律であります。この「中立命令違反」といふのはほとんど意味がない、あるいは憲法違反だといふことが従来から言われておる法律でありまして、一つはそれは、「局外中立に關する命令」といふのは一体何だ。その時々具体的に発せられなければならないのに、そういうことを刑法の中でどういふ犯罪を犯せばどういふふうになるか、罪刑法定主義に眞向から反するようなか身ではないか。

それから、日本は第九條との關係で一つの國に加担するといふことは、常に局外中立であるといふのに、あえてこういう条文を残しておくのはどういふことなんだといふこと等ありますけれども、必要ないといふふうにして大きな柱の中で削除するといふことの議論はなかったんでしょうか。むしろそして、残しておく意味はどういふ意味があるんでしょうか。

○政府委員(古田佑紀君) 確かに、「中立命令違反」といふのは、現在、この中立命令がどういふ法的根拠によつて発することができ、種々いろいろな問題があるわけでございませう。

ただいま委員の御指摘の中の御疑問で幾つかの点について申し上げます、いろいろな疑問は確かにあるわけでございませうが、中立命令といふのはやはり個々具体的なケースでそれぞれに発せざるを得ない、緊急に発せざるを得ない。そしてまた、中立命令の内容といふのも国際法的にはある程度典型的に決まっている。しかも中立命令が発せられない限りはこの罰則は適用がない。そういうふうな点から、この形のままでありましてこれが直ちに憲法に違反するといふふうなものだといふことは言えないのではなからうかと考へているわけでございませう。

それから、日本が戦争を放棄しているといふこととの關係でございませうが、これは例えばどこかで交戦國があつた場合に、國民が個人としてそれに参加するといふふうな問題とか、あるいはそれにいろいろ便宜を供与するといふふうなことといふのはそれはあり得るわけで、そういう場合にそれが不當だといふことになるならば、これが中立命令という形で國民に対して一定の行為を禁止するといふことも考へられるわけで、戦争放棄と中立命令といふのが必ずしも矛盾するといふことにはならないと考へるわけでございませう。

そういうふうなことから、今回、刑法の實質改正の部分といふのは本當にもう必要な部分に限るといふこともございまして、この条文についてはそのままとしてわけでございまして、この点については法制審議会の議論等では特に廃止すべきだといふ強い意見はございませうでした。

○北村哲男君 百七條に移ります。

解散命令、多衆不解散罪ですか、「権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかつたときは」と云々といふことですが、この解散命令の根拠でございませうが、明治憲法下では治安警察法によつて命令権限規定があつたと言われておりますが、現在は命令権限を付与する法的な根拠はつきりしないといふ議論があると思ひますけれども、これはどういふところを、何をもちつて解散命令ができるのかといふ法的根拠を示していただきたいと思ひます。

○政府委員(古田佑紀君) 現在の法律の中では、確かにおっしゃるとおり、この解散命令の根拠についての議論があるわけでございませうが、一般的に理解されておりますことは、警察官職務執行法の五條、これは犯罪が行われようとするのを認め

たときの予防のための制止権限等でございますが、これが本条の解散命令の根拠となるということで、それに従った判例もございます。

○北村哲男君 争いのあるところではあろうとは思いますが、警職法五条の犯罪の制止というのを直接百七条の解散命令の根拠規定とするにはやっぱり問題があるんじゃないかと思うんです。やっぱりこの法文自体は明治憲法下のそういう具体的な法律があつてこそ成り立つものであつて、やはり警職法五条の場合は、犯罪がまさに行われようとするときの警告と制止であつて、これはもうちょっと一般的な解散命令のような感じがするんですよ。

そうするとやはり、ややその辺の法律の整合性がないような気がするんですけども、その辺について、判例はあると言われましたけれども、その辺の議論といひますか、もうちょっと、例えば警職法の中にもっとはつきりしたものを加えるべきか、あるいは逆に刑法百七条を廃止すべきかという、そういう議論はないんですか。

○政府委員(吉田佑紀君) この解散命令の根拠につきましても、かつて刑法全面改正の作業の過程の中でもいろいろな議論が出たわけで、そういう、今お話しのような解散命令の根拠というののもっときつちりすべきだというふうな、もちろん、議論もその中であり得たわけでございます。

ただ、この百七条自体を全部廃止せよという意見というのは、私自身は承知しております。一部にはあつたかもしれませんが、現在のところ私としては把握していないわけでございます。

もう一つ、警職法五条が、おっしゃるとおり、確かに犯罪の制止、予防ということで、解散という言葉を直接使っているわけではございませんが、この百七条は、ごらんのとおり、「暴行又は脅迫をするため」集まるということが要件でありまして、解散をさせるというのは、暴行または脅迫が行われようとするときに、それをとめる方法としてそういうことを、解散ということとをさせるということもあり得る。そういう理解のもと

で、五条の犯罪予防の権限の中に含み得ると考えられるということでございます。

○北村哲男君 次に移りますが、百八条。「現住建築物等放火」ですが、かつて新宿でバスが放火されて何十人という人が亡くなりましたが、この中に現代的に見ればバスとかあるいはリアモーターカーとかゴンドラとか、何百人も入るゴンドラなんかあると思うんですけども、そういうものは対象にはできないんでしょうか。

○政府委員(吉田佑紀君) 百八条の客体につきましては、今御指摘のようなトロリーバスとか乗合バス、あるいはリアモーターカー、ゴンドラ、こういうふうなものが入るのか入らないのかというところは、学説としては入るという見解もございまして、ただ、どちらかといえば、やはり汽車、電車というふうな言葉からいたしまして、専用の軌条を持っている、レールを持っているといひますか、そういうふうなものに限るべきだという方が有力だろうと考えられるわけです。

飛行機などにつきましては、もともと軌条がないのでかなり苦しいところはあろうかと思つておるわけでございます。ただ、リアモーターカーみたいなものは、一面、専用の軌条も持っているわけでございます。そういうふうな点から申し上げますと、個々具体的にどういう形態で走行しているのかとか、そういうふうな事情を総合考慮して判断すべきことになろうかと思つてございします。

この点につきまして、それを今、今回の作業の中で入れるかどうかということになりますと、これは実質改正といひますか、処罰範囲に相当大きな影響を及ぼすというふうな問題もございまして、そういう問題には今回は触れなかったというか、そこまでは立ち入らなかつたということでございます。

○北村哲男君 百七条に移りますが、「激発物」ですが、これは火薬、汽油その他激発するもの、これはガス爆発なんかは、部屋にガスをまいて爆発させるようなのはこの百七条に入るん

でしようか。

○政府委員(吉田佑紀君) この百七条の「火薬、ボイラー」は、激発すべきものの例示でございまして、性質上激発するものであるならば全部百七条の対象になるわけでございます。したがいまして、例えば高圧ガスボンベとかガスタンクとか、大量に貯蔵されて引火性、爆発性の強い化学物質、こういうふうなものもやはりここで言う「激発物」に当たると考えられるわけです。

○北村哲男君 百三十条に移りますが、住居侵入。

ここに、「人の看守する邸宅」といひ言葉があります。「看守」といふと、そのほかにも百九十五条に、これは拘禁された者を看守しているといひう条文ですね。拘禁された者を看守または護送する者が暴行を働いたような場合と言つていますけれども、通常、「看守」といふといふゆる刑務所の看守のような、本当に見守るという言葉があるんですけども、建物はどういう人ではなくて物であるわけですか。それからこの住居侵入の対象は、常に厳重に見守っている建物に限らず、通常に管理しておれば留守であつても何であつてもやっぱり住居侵入になるわけですから、「看守する」といふといふかにも現実にはがっちり見守っていないくちやいかぬような感じがするんですが、その辺は「管理する」といふとか、あるいはもっと適当な言葉はなかつたのか、その辺の議論はどうなつておつたのか聞きたいと思ひます。

○政府委員(吉田佑紀君) 御指摘のように、「看守」といふ言葉が特に刑務所の看守というふうなイメージで使われるのが普通だということから、別な「管理」といふ言葉で置きかえられないかという御議論はあつたわけでございます。

ただ、管理と申しますと、どちらかといへばかなり法的あるいは観念的な観念で、いわば法的な状態、観念的な状態で自己の占有下において保存、維持等の行為をしているというふうな意味合いが強いわけでございます。それに対しまして看守といふのは、やはりある程度現実的な見張

りといひますか、見守るというふうな要素がかなり強いものでありまして、これを「管理」といひ言葉に置きかえますと処罰範囲が相当広がつてしまふ、そういうふうな問題があつたためにやはり現行法の「看守」といひ言葉を使うのが適當だと考えたわけでございます。

○北村哲男君 次に、百四十二条に行きますけれども、これは「浄水汚染」、この「浄水」といひ言葉なんです、現行法は「人ノ飲料ニ供スル浄水」、新しい改正法も「人の飲料に供する浄水」といふふうに「浄水」といふふうに言つております。

恐らく浄水場の浄水とかそういうものを予定しているのかもしれませんが、一般的にはこれはきれいな水ということなんですけれども、現代では海水を飲料水に変える装置も発達しておりますし、カンボジアなんかにはPKOで行つたときに、泥水を通常の浄水に変える装置も持つていかれました。

そういうふうな転換可能であるという、きれいな水に変えるんですが、そのもとになる泥水であつても海水であつてもやはりこの条文の浄水汚染罪の対象になると思うんですけども、どうしてこの「浄水」といふ「浄」にこだわつたんでしょうか。単に水ではいけないんでしょうか。

○政府委員(吉田佑紀君) 百四十二条の客体の浄水につきましては、これは一般的な理解として、実際に人が飲むことができるようなきれいな状態になつてゐる水ということでございます。ただいま委員の方から御指摘のありましたその原料となるような海水あるいは泥水とか、こういうふうなものはここで言う「浄水」には含まれないという理解でございます。

そういうことからいたしまして、今一般的な理解として、飲むことができるような状態にある水という解釈を維持するためには、やはり「浄水」といひ言葉にした方がよろしいという、こういうことでございます。

○北村哲男君 そうすると、船に海水を持ち上げても、まだ転換するまではこれはこの対象じゃない、湖の水を持ってきて転換するまではこの「浄水」じゃないというふうに理解してよろしいわけですか。

○政府委員(古田佑紀君) そのような理解でございします。ただ、湖の水等を例えば水道などで供給するということになりまして、これは次の百四十三条の水源の汚染とかそちらの方で処理されるというところになるわけでございます。

○北村哲男君 じゃあと一点だけ聞きましょう、もう時間ありませんので。

百五十七条に「免状、鑑札」という言葉がございます。これは非常に古い言葉であって、現代では免許証とか許可証とかというのが普通の言い方ではないかと思うんですが、なぜ「免状、鑑札」を残したのか。残さざるを得なかった理由はこういうところにあるんでしょうか。

○政府委員(古田佑紀君) 確かに「免状、鑑札」も古い言葉でございます。ここでなぜ「免許証、許可証」というふうに置きかえなかったのかというところでございしますが、主として問題は「鑑札」という言葉にあるわけでございます。

鑑札と申しますのは、現在一般的には公務所の許可、登録があったことを証明するものであって、公務所が作成、下付し、その下付を受けた者が備えつけまたは携帯することを要するもの、こんなふうな理解になっているわけでございます。ところが、現行刑法制定当時は、鑑札というのはそういう意味の登録証というふうな意味合いで使われることがまずなくて、許可証という意味合いで使われていたわけでございます。

そういったしますと、これを仮に「免許証、許可証」と置きかえますと、現在の理解となっておりまして、いわば登録証のような部分というのが抜け落ちてしまうことになる。その一方で、「登録証」という言葉を今度は明示いたしますと、実はここで言う「鑑札」で登録証全部が入るかという、必ずしも学説上そうは理解されていなくて、ある

一部の、これはよく説明としては出てくるものですけれども、狂犬病の注射の鑑札とか、こういうようなものが当たるというふうな理解もあるわけ、これを「登録証」と一般的に置きかえたと、今度は逆に今の解釈の範囲を超えて大変広がってしまう。こういうふうな問題もありまして、そういうところから、ちょっと古い言葉ではございすけれども、現在の「免状」及び「鑑札」という言葉を維持するということにしたわけでございます。

○北村哲男君 終わります。

○委員長(中西珠子君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回は来る二十七日午前十時から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦同姓別姓の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第五八八号)

第五八八号 平成七年三月二十四日受理

夫婦同姓別姓の選択を可能にする民法等の改正に関する請願

請願者 名古屋市長 大高町丸根三七 杉村直美外八十四名

紹介議員 大脇 雅子君

民法第七百五十条が「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めているため、日本では、婚姻に際してどちらか一方の姓を選択する必要があり、その結果、どちらか一方は自分の姓を捨てなければならない。そして、現実には約九十八%の女性が夫の姓を選択している主な原因は「女性改姓するのは当たり前」という社会の慣習と女性の社会的・経済的地位の低さにあると思われる。しかし最近、結婚しても自分の姓を使い続けたいという女性が増え、その理由としては、仕事上・社会生

活上の不都合、自分がなくなるみたいで嫌、夫に吸収されるみたいな気がする、夫の家の嫁になつたと思われ嫁扱いされるので嫌、など様々なものがあるが、要は結婚しても、個人としての人格を大切にしたいという願いに基づくものである。そして、自分の姓を使い続けるために、旧姓を通称として使う女性や婚姻届を出さない女性が増えている。しかし通称は、公的書類にはほとんど通用せず、勤務先での使用も困難を伴う。また法律婚をしない場合の法的差別、例えば税務上の不利益や、子供に対する差別には、深刻なものである。このように現在の法律では、いずれも限界があるので、早急に夫婦同姓別姓の選択制を導入する必要がある。法改正に当たっては、別姓夫婦のいずれもが、子に自分の姓を継承させたい場合があることを考慮し、子が複数の場合、子の姓を統一するかどうかは、夫婦の選択に任せるべきで、法律で子の姓を統一することには反対する。また、別姓を選択したいにもかかわらず、現在、やむを得ず通称使用や同姓でいる夫婦もいるので、既婚夫婦にも別姓選択の機会を与える規定も設けるべきである。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、民法第七百五十条を改正して、夫婦同姓・別姓の選択制を導入すること。

二、別姓夫婦の子が複数の場合、子の姓を統一するかどうかは、その夫婦の選択に任せる規定とすること。

三、既婚者でも、一定期間内に届け出れば別姓を選択できるよう、経過規定を設けること。

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法明治四十年法律第四十五号の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第八条)

第二章 刑(第九条―第二十一条)

第三章 期間計算(第二十二条―第二十四条)

第四章 刑の執行猶予(第二十五条―第二十七條)

第五章 仮出獄(第二十八條―第三十條)

第六章 刑の時効及び刑の消滅(第三十一条―第三十四條の二)

第七章 犯罪の成立及び刑の減免(第三十五條―第四十二條)

第八章 未遂罪(第四十三條―第四十四條)

第九章 併合罪(第四十五條―第四十五條)

第十章 累犯(第四十六條―第四十九條)

第十一章 共犯(第五十條―第六十五條)

第十二章 酌量減軽(第六十六條―第六十七條)

第十三章 加重減軽の方法(第六十八條―第七十二條)

第二編 罪

第一章 削除

第二章 内乱に関する罪(第七十七條―第八十條)

第三章 外患に関する罪(第八十一條―第八十九條)

第四章 国交に関する罪(第九十條―第九十四條)

第五章 公務の執行を妨害する罪(第九十五條―第九十六條の三)

第六章 逃走の罪(第九十七條―第一百二條)

第七章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪(第一百三條―第一百五條の二)

第八章 騒乱の罪(第一百六條―第一百七條)

第九章 放火及び失火の罪(第一百八條―第一百十八條)

第十章 出水及び水利に関する罪(第一百十九條―第一百二十三條)

第十一章 往来を妨害する罪（第二百二十四条―第二百二十九条）
第十二章 住居を侵す罪（第二百三十条―第二百三十二条）
第十三章 秘密を侵す罪（第二百三十三条―第二百三十五条）
第十四章 あへん煙に関する罪（第二百三十六―第二百四十一条）
第十五章 飲料水に関する罪（第二百四十二条―第二百四十七条）
第十六章 通貨偽造の罪（第二百四十八条―第二百五十三条）
第十七章 文書偽造の罪（第二百五十四条―第二百五六一条の二）
第十八章 有価証券偽造の罪（第二百六十二条・第二百六十三条）
第十九章 印章偽造の罪（第二百六十四条―第二百六十八条）
第二十章 偽証の罪（第二百六十九条―第二百七十一条）
第二十一章 虚偽告訴の罪（第二百七十二条・第二百七十三条）
第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪（第二百七十四条―第二百八十四条）
第二十三章 賭博及び富くじに関する罪（第二百八十五条―第二百八十七条）
第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪（第二百八十八条―第二百九十二条）
第二十五章 汚職の罪（第二百九十三条―第二百九十八条）
第二十六章 殺人の罪（第二百九十九条―第二百三三条）
第二十七章 傷害の罪（第二百四十一条―第二百四八条の二）
第二十八章 過失傷害の罪（第二百四十九条―第二百五十一条）
第二十九章 堕胎の罪（第二百五十二条―第二百五十六条）
第三十章 遺棄の罪（第二百七十七条―第二百七十九条）

第十九条
第三十一章 逮捕及び監禁の罪（第二百一十―第二百一十一条）
第三十二章 脅迫の罪（第二百一十二条・第二百一十三条）
第三十三章 略取及び誘拐の罪（第二百一十四―第二百一十九条）
第三十四章 名誉に対する罪（第二百二十条―第二百三十二条）
第三十五章 信用及び業務に対する罪（第二百三十三―第二百三十四条の二）
第三十六章 窃盗及び強盗の罪（第二百三十五―第二百四十五条）
第三十七章 詐欺及び恐喝の罪（第二百四十六―第二百五十一条）
第三十八章 横領の罪（第二百五十二条―第二百五十五条）
第三十九章 盗品等に関する罪（第二百五十六―第二百五十七条）
第四十章 毀棄及び隠匿の罪（第二百五十八―第二百五十九条）
第一編第一章を次のように改める。
第一章 通則
（国内犯）
第一条 この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。
2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。
（すべての者の国外犯）
第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。
一 削除
二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等補助）の罪
三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第二百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪
五 第二百五十四条（詔書偽造等）、第二百五十五条（公文書偽造等）、第二百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第二百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第二百六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用の罪）
六 第二百六十二条（有価証券偽造等）及び第二百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
七 第二百六十四条から第二百六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第二百六十四条第二項、第二百六十五条第二項及び第二百六十六条第二項の未遂罪
（国民の国外犯）
第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。
一 第八八条（現住建造物等放火）及び第九九条第一項（非現住建造物等放火）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪並びにこれらの罪の未遂罪
二 第二百九条（現住建造物等浸害）の罪
三 第二百五九条から第六一一条まで（私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使）及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第六一一条の二の罪
四 第六十七條（私印偽造及び不正使用等）の罪及び同条第二項の未遂罪
五 第六十七條から第七十九條まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪）、第六八一条（強制わいせつ等致死傷及び第六八十四条（重婚）の罪）
六 第六九条（殺人）の罪及びその未遂罪
七 第二百四條（傷害）及び第二百五條（傷害致死）の罪
八 第二百四條から第六一一条まで（業務上堕胎及び同致死傷、不同意堕胎、不同意堕

胎致死傷）の罪
九 第二百八条（保護責任者遺棄等）の罪及び同条の罪に係る第二百九条（遺棄等致死傷）の罪
十 第二百一十條（逮捕及び監禁）及び第二百一十一條（逮捕等致死傷）の罪
十一 第二百一十四條から第二百一十八條まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪）の罪
十二 第二百二十條（名誉毀損）の罪
十三 第二百三十五條から第二百三十八條まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八條から第二百四十一條まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）及び第二百四十三條（未遂罪）の罪
十四 第二百四十六條から第二百五十條まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪
十五 第二百五十三條（業務上横領）の罪
十六 第二百五十六條第二項（盗品譲受け等）の罪
（公務員の国外犯）
第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。
一 第一百一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪
二 第五十八條（虚偽公文書作成等）の罪
三 第九十三條（公務員職務濫用）、第九十五條第二項（特別公務員暴行陵辱）及び第九十七條から第九十七條の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あせん収賄の罪並びに第九十五條第二項の罪に係る第九十六條（特別公務員職務濫用等致死傷）の罪（条約による国外犯）
第四条の二 前三条に規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときで

あつても罰すべきものとされてゐるものを犯したすべての者に適用する。

(外国判決の効力)

第五条 外国において確定裁判を受けた者であつても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減軽し、又は免除する。

(刑の変更)

第六条 犯罪後の法律によつて刑の変更があつたときは、その軽いものによる。

(定義)

第七条 この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。

第七条の二 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(他の法令の罪に対する適用)

第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

第九条から第二十一条までを次のように改める。

(刑の種類)

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

(刑の軽重)

第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。

2 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、長期又は多額が同じである

ときは、短期の長いもの又は寡額の多いものを重い刑とする。

3 二個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によつてその軽重を定める。

(死刑)

第十一条 死刑は、監獄内において、絞首して執行する。

2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで監獄に拘留する。

(懲役)

第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一年以上十五年以下とする。

2 懲役は、監獄に拘留して所定の作業を行わせる。

(禁錮)

第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一年以上十五年以下とする。

2 禁錮は、監獄に拘留する。

(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)

第十四条 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては二十年にまで上げることができ、これを減軽する場合においては一月未満に下げることができる。

(罰金)

第十五条 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減軽する場合においては、一万円未満に下げることができる。

(拘留)

第十六条 拘留は、一日以上三十日未満とし、拘留場に拘留する。

(科料)

第十七条 科料は、千円以上一万円未満とする。

(労務場留置)

第十八条 罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労務場に留置する。

2 科料を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労務場に留置する。

3 罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科

した場合における留置の期間は、三年を超えることができない。科料を併科した場合における留置の期間は、六十日を超えることができない。

4 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない場合における留置の期間を定めて言い渡さなければならない。

5 罰金については裁判が確定した後三十日以内、科料については裁判が確定した後十日以内は、本人の承諾がなければ留置の執行をすることができない。

6 罰金又は科料の言渡しを受けた者がその一部を納付したときは、罰金又は科料の全額と留置の日数との割合に従い、納付した金額に相当する日数を控除して留置する。

7 留置の執行中に罰金又は科料の一部を納付したときは、その金額を、前項の割合で、残りの日数に充てる。

8 留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない。

(没収)

第十九条 次に掲げる物は、没収することができる。

一 犯罪行為を組成した物

二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物

三 犯罪行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをするのであつて、犯人以外の者に属する物であつても、犯罪の後にその者が情を知つて取得したものであるときは、これを没収することができる。

(追徴)

第十九条の二 前条第一項第三号又は第四号に掲げる物の全部又は一部を没収することができな

いときは、その価額を追徴することができる。

(没収の制限)

第二十条 拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。ただし、第十九条第一項第一号に掲げる物の没収については、この限りでない。

(未決勾留日数の本刑算入)

第二十一条 未決勾留の日数は、その全部又は一部を本刑に算入することができる。

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

(期間の計算)

第二十二條 月又は年によつて期間を定めたときは、暦に従つて計算する。

(刑期の計算)

第二十三條 刑期は、裁判が確定した日から起算する。

2 拘禁されてゐない日数は、裁判が確定した後であつても、刑期に算入しない。

(受刑等の初日及び釈放)

第二十四條 受刑の初日は、時間にかかわらず、一日として計算する。時効期間の初日についても、同様とする。

2 刑期が終了した場合における釈放は、その終了の日の翌日に行う。

第一編第四章を次のように改める。

第四章 刑の執行猶予

(執行猶予)

第二十五條 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつてもその執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

(保護観察)

第二十五条の二 前条第一項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

2 保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

3 保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

(執行猶予の必要の取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなるとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなるとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(執行猶予の裁量的取消し)

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予されたことが発覚したとき。

(他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六条の三 前二条の規定により禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

(猶予期間経過の効果)

第二十七条 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

第二十八条から第三十条までを次のように改める。

(仮出獄)

第二十八条 懲役又は禁錮に処せられた者に改換の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許すことができる。

(仮出獄の取消し)

第二十九条 次に掲げる場合においては、仮出獄の処分を取り消すことができる。

一 仮出獄中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

二 仮出獄前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。

三 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき。

四 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

2 仮出獄の処分を取り消したときは、出獄中の日数は、刑期に算入しない。

(仮出獄)

第三十条 拘留に処せられた者は、情状により、

いつでも、行政官庁の処分によって仮に出場を許すことができる。

2 罰金又は科料を完納することができないため留置された者も、前項と同様とする。

第一編第六章及び第七章を次のように改める。

第六章 刑の時効及び刑の消滅

(刑の時効)

第三十一条 刑の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。

(時効の期間)

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによつて完成する。

一 死刑については三十年

二 無期の懲役又は禁錮については二十年

三 十年以上の有期の懲役又は禁錮については十五年

四 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年

五 三年未満の懲役又は禁錮については五年

六 罰金については三年

七 拘留、科料及び没収については一年

(時効の停止)

第三十三条 時効は、法令により執行を猶予し、又は停止した期間内は、進行しない。

(時効の中断)

第三十四条 死刑、懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによつて中断する。

2 罰金、科料及び没収の時効は、執行行為をすることによつて中断する。

(刑の消滅)

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しで確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免

(正当行為)

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

(正当防衛)

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによつて生じた害が避けようとした害の程度を超えなかつた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

(故意)

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかつた者は、その重い罪によつて処断することとはできない。

3 法律を知らなかつたとしても、そのことによつて、罪を犯す意思がなかつたとはすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

(心神喪失及び心神耗弱)

第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。

2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

第四十条 削除

(責任年齢)

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

(自首等)

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

2 告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることができるときに對して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

(未遂減免)

第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかつた者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

(未遂罪)

第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定める。

(併合罪)

第四十五条 確定裁判を経ない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に處する確定裁判があつたときは、その罪とその他の裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

(併科の制限)

第四十六条 併合罪のうちの一個の罪について死刑に處するときは、他の刑を科さない。ただし、没収は、この限りでない。

2 併合罪のうちの一個の罪について無期の懲役又は禁錮に處するときは、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。(有期の懲役及び禁錮の加重)

第四十七条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に處するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。

(罰金の併科等)

第四十八条 罰金と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条第一項の場合は、この限りでない。

2 併合罪のうちの二個以上の罪について罰金に處するときは、それぞれの罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する。

(没収の付加)

第四十九条 併合罪のうちの重い罪について没収を科さない場合であっても、他の罪について没収の事由があるときは、これを付加することができる。

2 二個以上の没収は、併科する。

(余罪の処理)

第五十条 併合罪のうちに既に確定裁判を経た罪とまだ確定裁判を経ない罪とがあるときは、確定裁判を経ない罪について更に処断する。

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。

2 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを超えることができる。

(一部に大赦があつた場合の措置)

第五十二条 併合罪について処断された者がその一部の罪につき大赦を受けたときは、他の罪について改めて刑を定める。

(拘留及び科料の併科)

第五十三条 拘留又は科料と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条の場合は、この限りでない。

2 二個以上の拘留又は科料は、併科する。

(二個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等の処理)

第五十四条 一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2 第四十九条第二項の規定は、前項の場合にも、適用する。

第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

(再犯)

第五十六条 懲役に處せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に處するときは、再犯とする。

2 懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に處せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により懲役に減輕されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に處するときは、前項と同様とする。

3 併合罪について処断された者が、その併合罪のうちに懲役に處すべき罪があつたのに、その罪が最も重い罪でなかつたため懲役に處せられなかつたものであるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に處せられたものとみなす。

(再犯加重)

第五十七条 再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。

第五十九条を次のように改める。

(三犯以上の累犯)

第五十九条 三犯以上の者についても、再犯の例による。

第六十条から第六十五条までを次のように改める。

(共同正犯)

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

(教唆)

第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

(幫助)

第六十二条 正犯を幫助した者は、從犯とする。

2 從犯を教唆した者には、從犯の刑を科する。

(從犯減輕)

第六十三条 從犯の刑は、正犯の刑を減輕する。

(教唆及び幫助の処罰の制限)

第六十四条 拘留又は科料のみに處すべき罪の教唆者及び從犯は、特別の規定がなければ、罰しない。

(身分犯の共犯)

第六十五条 犯人の身分によつて構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

2 身分によつて特に刑の輕重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。

第六十六条及び第六十七条を次のように改める。

(酌量減輕)

第六十六条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。

(法律上の加減と酌量減輕)

第六十七条 法律上刑を加重し、又は減輕する場合であっても、酌量減輕をすることができる。

第一編第十三章を次のように改める。

第十三章 加重減輕の方法

(法律上の減輕の方法)

第六十八条 法律上刑を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。
一 死刑を減輕するときは、無期の懲役若しくは

は禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。

二 無期の懲役又は禁錮を減輕するときは、三年以上の有期の懲役又は禁錮とする。

三 有期の懲役又は禁錮を減輕するときは、その長期及び短期の二分の一を減輕する。

四 罰金を減輕するときは、その多額及び寡額の二分の一を減輕する。

五 拘留を減輕するときは、その長期の二分の一を減輕する。

六 科料を減輕するときは、その多額の二分の一を減輕する。

(法律上の減輕と刑の選択)

第六十九条 法律上刑を減輕すべき場合において、各本条に二個以上の刑名があるときは、まず適用する刑を定めて、その刑を減輕する。

(端数の切捨て)

第七十条 懲役、禁錮又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(酌量減輕の方法)

第七十一条 酌量減輕をするときも、第六十八条及び前条の例による。

(加重減輕の順序)

第七十二条 同時に刑を加重し、又は減輕するときは、次の順序による。

一 再犯加重

二 法律上の減輕

三 併合罪の加重

四 酌量減輕

第七十三条から第七十六条までを次のように改める。

第七十三条から第七十六条まで 削除

第二編第二章を次のように改める。

第二章 内乱に関する罪

(内乱)

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱すること

を目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。

二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。

三 付和随行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第三号に規定する者については、この限りでない。

(予備及び陰謀)

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

(内乱等補助)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を補助した者は、七年以下の禁錮に処する。

(自首による刑の免除)

第八十条 前二条の罪を犯した者であっても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

(第二編第三章の章名及び第八十一条から第八十一条までを次のように改める。

第三章 外患に関する罪

(外患誘致)

第八十一条 外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。

(外患援助)

第八十二条 日本国に対して外国から武力の行使があつたときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは一年以上の懲役に処する。

第八十三条から第八十六条まで 削除

(未遂罪)

第八十七条 第八十一条及び第八十二条の罪の未遂は、罰する。

(予備及び陰謀)

第八十八条 第八十一条又は第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二編第四章から第十一章までを次のように改める。

第四章 国交に関する罪

第九十条及び第九十一条 削除

(外国国章損壊等)

第九十二条 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起することができない。

(私戦予備及び陰謀)

第九十三条 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

(中立命令違反)

第九十四条 外国が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章 公務の執行を妨害する罪

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(封印等破壊)

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法で無効にした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(強制執行妨害)

第九十七条 強制執行を免れる目的で、財産を隠匿し、損壊し、若しくは仮装譲渡し、又は仮装の債務を負担した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(競売等妨害)

第九十八条の三 偽計又は威力を用いて、公の競売又は人札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第六章 逃走の罪

(逃走)

第九十七条 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、一年以下の懲役に処する。

第九十八条 前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(被拘禁者等奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にするべき行為をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(看守者等による逃走援助)

第一百一条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第一百二条 この章の罪の未遂は、罰する。

第七章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪

(犯人蔵匿等)

第一百三條 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又

は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第四百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(親族による犯罪に関する特例)

第四百五条 前二条の罪については、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる。

(証人等威迫)

第四百五条之二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八章 騒乱の罪

(騒乱)
第六百六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の區別に従つて処断する。
一 首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。
二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。
三 付和随行した者は、十万円以下の罰金に処する。

(多衆不解散)
第六百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかったときは、首謀者は三年以下の懲役又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

第九章 放火及び失火の罪

(現住建造物等放火)

第六百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、船舶又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第六百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

第六百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(延焼)

第六百十一条 第六百九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よつて第六百八条又は第六百九条第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前条第二項の罪を犯し、よつて同条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第六百十二条 第六百八条及び第六百九条第一項の罪の未遂は、罰する。

(予備)

第六百十三条 第六百八条又は第六百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)

第六百十四条 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(差押え等に係る自己の物に関する特例)

第六百十五条 第六百九条第一項及び第六百十条第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

(失火)

第六百十六条 失火により、第六百八条に規定する物又は他人の所有に係る第六百九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 失火により、第六百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第六百十条に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(激発物破裂)

第六百十七条 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第六百八条に規定する物又は他人の所有に係る第六百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第六百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第六百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。

(業務上失火等)

第六百十七条之二 第六百十六條又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(ガス漏出等及び同致死傷)
第六百十八条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第十章 出火及び水利に関する罪

(現住建造物等浸害)

第六百十九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等浸害)

第六百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限り、前項の例による。

(水防妨害)

第六百二十一条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(過失建造物等浸害)

第六百二十二条 過失により出水させて、第六百十九條に規定する物を浸害した者又は第六百二十条に規定する物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

(水利妨害及び出水危険)

第六百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をした者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一章 往來を妨害する罪

(往來妨害及び同致死傷)

第六百二十四条 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往來の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(往來危険)

第六百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往來

の危険を生じさせた者は、二年以上の有期徒刑に処する。

2 灯台若しくは浮標を損壊し、又はその他の方法により、船舶の往來の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(汽車転覆等及び同致死)

第二百二十六条 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 現に人がいる船舶を転覆させ、沈没させ、又は破壊した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪を犯し、よって人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(往來危険による汽車転覆等)

第二百二十七条 第二百二十五条の罪を犯し、よって汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、又は船舶を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者も、前条の例による。

(未遂罪)

第二百二十八条 第二百二十四条第一項、第二百二十五条並びに第二百二十六条第一項及び第二項の罪の未遂は、罰する。

(過失往來危険)

第二百二十九条 過失により、汽車、電車若しくは船舶の往來の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは船舶を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第二編第十二章の章名及び第三百三十条を次のように改める。

第十二章 住居を侵す罪

(住居侵入等)

第三百三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下

の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三百三十二条を次のように改める。

(未遂罪)

第三百三十二条 第三百三十条の罪の未遂は、罰する。

第二編第十三章から第二十一章までを次のように改める。

第十三章 秘密を侵す罪

(信書開封)

第三百三十三条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏示)

第三百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈禱若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

(報告罪)

第三百三十五条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四章 あへん煙に関する罪

(あへん煙輸入等)

第三百三十六条 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食器具輸入等)

第三百三十七条 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(税関職員によるあへん煙輸入等)

第三百三十八条 税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれら

の輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食及び場所提供)

第三百三十九条 あへん煙を吸食した者は、三年以下の懲役に処する。

2 あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図つた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(あへん煙等所持)

第四百四十条 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第四百四十一条 この章の罪の未遂は、罰する。

第十五章 飲料水に関する罪

(浄水汚染)

第四百四十二条 人の飲料に供する浄水を汚染し、よって使用することができないようにした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(水道汚染)

第四百四十三条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源を汚染し、よって使用することができないようにした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(浄水毒物等混入)

第四百四十四条 人の飲料に供する浄水に毒物その他の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の懲役に処する。

(浄水汚染等致死傷)

第四百四十五条 前三条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(水道毒物等混入及び同致死)

第四百四十六条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源に毒物その他の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期徒刑に処する。よって人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(水道損壊及び閉塞)

第四百四十七条 公衆の飲料に供する浄水の水道を損壊し、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第十六章 通貨偽造の罪

(通貨偽造及び行使等)

第四百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(外国通貨偽造及び行使等)

第四百四十九条 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期徒刑に処する。

(偽造通貨等取得)

第五百十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第五百十一条 前三条の罪の未遂は、罰する。

(取得後知情行使等)

第五百十二条 貨幣、紙幣又は銀行券を取得した後に、それが偽造又は変造のものであることを知つて、これを行使し、又は行使の目的で人に交付した者は、その額面価格の三倍以下の罰金又は料金に処する。ただし、二千元以下にすることはできない。

(通貨偽造等準備)

第五百十三条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

第十七章 文書偽造の罪

(詔書偽造等)

第五百十四条 文書偽造の罪

三
四

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以

(電磁的記録不正作出及び供用)

の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

せる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。
(自由による刑の減免)

第一百七十三條 前條の罪を犯した者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することが出来る。

第二編第二十二章の章名及び第一百七十四條から第一百八十二條までを次のように改める。

第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪

(公然わいせつ)

第一百七十四條 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(わいせつ物頒布等)

第一百七十五條 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

(強制わいせつ)

第一百七十六條 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第一百七十七條 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第一百七十八條 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二條の例による。

(未遂罪)

第一百七十九條 前三條の罪の未遂は、罰する。

(親告罪)

第一百八十條 第一百七十六條から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第一百七十六條から前条までの罪については、適用しない。

(強制わいせつ等致死傷)

第一百八十一條 第一百七十六條から第一百七十九條までの罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

(淫行勧誘)

第一百八十二條 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百八十四條を次のように改める。

(重婚)

第一百八十四條 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

第二編第二十三章から第四十章までを次のように改める。

第二十三章 賭博及び富くじに関する罪

(賭博)

第一百八十五條 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

(常習賭博及び賭博場開張等図利)

第一百八十六條 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図つた者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

(富くじ発売等)

第一百八十七條 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪

(礼拝所不敬及び説教等妨害)

第一百八十八條 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

(墳墓発掘)

第一百八十九條 墳墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処する。

(死体損壊等)

第一百九十條 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

(墳墓発掘死体損壊等)

第一百九十一條 第一百八十九條の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

(変死者密葬)

第一百九十二條 検視を経ないで変死者を葬つた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十五章 汚職の罪

(公務員職權濫用)

第一百九十三條 公務員がその職權を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職權濫用)

第一百九十四條 裁判、檢察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職權を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第一百九十五條 裁判、檢察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の

者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

(特別公務員職權濫用等致死傷)

第一百九十六條 前二條の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第一百九十七條 公務員又は仲裁人が、その職務に關し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員又は仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に關し、請託を受けて、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員又は仲裁人となつた場合において、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第一百九十七條の二 公務員又は仲裁人が、その職務に關し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第一百九十七條の三 公務員又は仲裁人が前二條の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員又は仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關し、賄賂を受受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員又は仲裁人であつた者が、その在職中

に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あつせん収賄)

第百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあつせんをする、こと又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(没収及び追徴)

第百九十七条の五 犯人又は情を知った第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第百九十八条 第百九十七条から第百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第二十六章 殺人の罪

(殺人)

第百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

第二百条 削除

(予備)

第二百一条 第百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(自殺関与及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

(未遂罪)

第二百三条 第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

第二十七章 傷害の罪

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくとも、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(同時傷害の特例)

第二百七条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

第二十八章 過失傷害の罪

(過失傷害)

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(過失致死)

第二百十條 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一條 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

第二十九章 墮胎の罪

(墮胎)

第二百十二條 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、一年以下の懲役に処する。

(同意墮胎及び同致死傷)

第二百十三條 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させた者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

(業務上墮胎及び同致死傷)

第二百十四條 医師、助産婦、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三年以上五年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

(不同意墮胎)

第二百十五條 女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(不同意墮胎致死傷)

第二百十六條 前条の罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第三十章 遺棄の罪

(遺棄)

第二百十七條 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。

(保護責任者遺棄等)

第二百十八條 老年者、幼年者、身体障害者又は

病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかつたときは、三年以上五年以下の懲役に処する。

(遺棄等致死傷)

第二百十九條 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第三十一章 逮捕及び監禁の罪

(逮捕及び監禁)

第二百二十條 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

(逮捕等致死傷)

第二百二十一條 前条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第三十二章 脅迫の罪

(脅迫)

第二百二十二條 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(強要)

第二百二十三條 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第三十三章 略取及び誘拐の罪

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四條 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

(営利目的等略取及び誘拐)
第二百二十五条 営利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)
第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乘じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乘じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

(国外移送目的略取等)
第二百二十六条 日本国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を日本国外に移送した者も、前項と同様とする。
(被略取者收受等)
第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を收受し、藏匿し、又は隠避させた者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を收受し、藏匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利又はわいせつの目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を收受した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乘じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(未遂罪)
第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(解放による刑の減輕)
第二百二十八条の二 第二百二十五条の二又は第二百二十七条第二項若しくは第四項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

(身の代金目的略取等予備)
第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(報告罪)
第二百二十九条 第二百二十四条の罪、第二百二十五条の罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

第二百三十四章 名誉に対する罪
(名誉毀損)
第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。
(公共の利害に関する場合の特例)

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

(侮辱)
第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

(報告罪)
第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
2 告訴をすることができない者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。

第二百三十五章 信用及び業務に対する罪
(信用毀損及び業務妨害)
第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)
第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(電子計算機損壊等業務妨害)
第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下

下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第三十六章 窃盗及び強盗の罪
(窃盗)
第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処する。

(不動産侵奪)
第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。

(強盗)
第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(強盗予備)
第二百三十七条 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。
(事後強盗)
第二百三十八条 窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

(昏酔強盗)
第二百三十九条 人を昏酔させてその財物を盗取した者は、強盗として論ずる。

(強盗致死傷)
第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は七年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(強盗強姦及び同致死)
第二百四十一条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

(他人の占有等に係る自己の財物)
第二百四十二条 自己の財物であっても、他人が占有し、又は公務所の命令により他人が看守するものであるときは、この章の罪については、

他人の財物とみなす。

(未遂罪)

第二百四十三條 第二百三十五條から第二百三十八條まで及び第二百三十八條から第二百四十一条までの罪の未遂は、罰する。

(親族間の犯罪に関する特例)

第二百四十四條 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第二百三十五條の罪、第二百三十五條の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。

2 前項に規定する親族以外の親族との間で犯した同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 前二項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

(電気)

第二百四十五條 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

第三十七章 詐欺及び恐喝の罪

(詐欺)

第二百四十六條 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六條の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(背任)

第二百四十七條 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、

五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(準詐欺)

第二百四十八條 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(恐喝)

第二百四十九條 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第二百五十條 この章の罪の未遂は、罰する。

(準用)

第二百五十一條 第二百四十二條、第二百四十四條及び第二百四十五條の規定は、この章の罪について準用する。

第三十八章 横領の罪

(横領)

第二百五十二條 自己の占有する他人の者を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

(業務上横領)

第二百五十三條 業務上自己の占有する他人の物を横領した物は、十年以下の懲役に処する。

(遺失物等横領)

第二百五十四條 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(準用)

第二百五十五條 第二百四十四條の規定は、この章の罪について準用する。

第三十九章 盗品等に関する罪

(盗品譲受け等)

第二百五十六條 盗品その他財産に対する罪に当

たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあるせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

(親族等の間の犯罪に関する特例)

第二百五十七條 配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。

2 前項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

第四十章 毀棄及び隠匿の罪

(公用文書等毀棄)

第二百五十八條 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三年以上七年以下の懲役に処する。

(私用文書等毀棄)

第二百五十九條 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。

(建造物等損壊及び同致死傷)

第二百六十條 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器物損壊等)

第二百六十一條 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(自己の物の損壊等)

第二百六十二條 自己の物であっても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。

(境界損壊)

第二百六十三條の二 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした

者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(信書隠匿)

第二百六十三條 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(親告罪)

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰並びに施行前に確定した裁判の効力及びその執行については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正前の刑法第二百条、第二百五条第二項、第二百八条第二項及び第二百二十条第二項の規定の適用については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、併合罪として処断すべき罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものとがあるときは、この法律による改正後の刑法(以下この条において「新法」という)第十条、第十四条、第四十五条から第五十条まで及び第五十三条の規定を適用し、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合において、これらの罪名に触れる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがあるときは、新法第十条及び第五十四条(同条第二項において適用する第四十九條第二項を含む)の規定を適用する。

3 前項の規定により同項に規定する新法の規定を適用した後の刑の加重減軽、刑の執行の猶予その他の主刑の適用に関する処理については、新法の規定を適用する。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 刑法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を削り、「第四条ノ二」を「第四条の二」に改める。

(鉄道営業法の一部改正)

第四条 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条ノ二中「告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ズ」を「告訴アルニ非ザレバ告訴ヲ提起スルコトヲ得ズ」に改める。

(工場抵当法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」を「告訴アルニ非ザレバ告訴ヲ提起スルコトヲ得ズ」に改める。

一 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)第五十条

二 弁理士法(大正十年法律第百号)第二十二條第二項

三 農業動産信用法(昭和八年法律第三十号)第二十条

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)

第六条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ二中「告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」を「告訴アルニ非ザレバ告訴ヲ提起スルコトヲ得ズ」に改める。

(暴力行為等処罰に関する法律等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「第四条ノ二」を「第四条の二」に改める。

一 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一條ノ二第三項

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)第七十六條の四

三 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第五条

(種苗法等の一部改正)
第八条 次に掲げる法律の規定中「告訴をまつて論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

一 種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)第十三條第二項

二 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十六條第二項

三 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第十三條第二項

四 特許法(昭和三十四年法律第百一十二号)第百九十六條第三項

五 意匠法(昭和三十四年法律第百一十五号)第六十九條第二項

六 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百二十三條第一項

七 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第三十五條第二項

八 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第五十一條第二項

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「告訴を待つて論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第百一十七号)第十三條の五第二項

二 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第百二十四号)第十六條第二項

三 漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第百四十三條第二項

四 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第百一十六号)第三十三條第二項

五 税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)第六十條第二項

六 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第

二百四号)第二十二條
七 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十一條第二項

八 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第五十六條第二項

九 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第二十一條第二項

十 通関業法(昭和四十二年法律第百一十二号)第四十一條第二項

十一 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第二十六條第二項

十二 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第二十一條第二項

十三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第五十九條第二項

十四 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第六十七條第二項

十五 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七條及び歯科医師法第十七條の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第十九條第二項

十六 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第五十條第二項

十七 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第四十五條第二項

十八 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第四十五條第二項

(公認会計士法の一部改正)

第十条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第二項中「告訴を待つて、これを論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第十一條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「から第四十一條まで」を「又は

第四十一條」に改める。
第三百三十三條第二項中「言渡を言渡し」に、「第二十五條ノ二第一項」を「第二十五條の二第一項」に改める。

第三百四十九條第二項中「第二十六條ノ二第二号」を「第二十六條の二第二号」に、「言渡」を「言渡し」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第三百四十九條の二第二項中「第二十六條ノ二第二号」を「第二十六條の二第二号」に、「言渡」を「言渡し」に、「取消」を「取消し」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行前に犯したこの法律による改正前の刑法第四十條の規定を適用しない罪に当たる事件については、前條の規定による改正後の刑事訴訟法第二十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(性病予防法の一部改正)

第十三條 性病予防法(昭和二十三年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「告訴を待つてこれを論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

(少年法の一部改正)

第十四條 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項第四号中「の罪及び第三十條第一項に関する第六十二條第二項」を「及び第六十二條第二号」に改める。

第六十五條前段中「刑法第二百條の罪以外の」を削り、同条後段を削る。

(建設業法等の一部改正)

第十五條 次に掲げる法律の規定中「第二百八条ノ二」を「第二百八條の二」に改める。

一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八條第八号

二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第五條第一項第三号の二、第十八條第一項第五号の二及び第五十一條第七号

(破壊活動防止法の一部改正)
第十八条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第
二百四十号)の一部を次のように改正する。

る。

売春防止法の一部改正

第十条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十

十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、第四十条を削る。